

官報

号外

平成二十三年十月二十八日

○第七十九回 衆議院會議録 第三号

平成二十三年十月二十八日(金曜日)

議事日程 第二号

平成二十三年十月二十八日

午後一時開議

一 國務大臣の演説

○本日の會議に付した案件

經濟社会の構造の変化に対応した税制の構築を
図るための所得税法等の一部を改正する法律
案(第七十七回国会、内閣提出)中修正の件
經濟社会の構造の変化に対応した税制の構築を
図るための地方税法等の一部を改正する法律
案(第七十七回国会、内閣提出)中修正の件
國民年金法等の一部を改正する法律等の一部を
改正する法律案(第七十七回国会、内閣提出
中)修正の件

野田内閣総理大臣の所信に関する演説
安住財務大臣の財政に関する演説

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

經濟社会の構造の変化に対応した税制の構築
を
図るための所得税法等の一部を改正する
法律案(第七十七回国会、内閣提出)中修
正の件

經濟社会の構造の変化に対応した税制の構築
を
図るための地方税法等の一部を改正する
法律案(第七十七回国会、内閣提出)中修
正の件

國民年金法等の一部を改正する法律等の一部
を
改正する法律案(第七十七回国会、内
閣提出)中修正の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

内閣から、經濟社会の構造の変化に対応した税
制の構築を
図るための所得税法等の一部を改正する
法律案、經濟社会の構造の変化に対応した税制
の構築を
図るための地方税法等の一部を改正する
法律案、國民年金法等の一部を改正する法律等の
一部を改正する法律案、右三案に対して、それぞ

れ修正したいので、国会法第五十九条によつて承
諾を得たいとの申し出があります。

經濟社会の構造の変化に対応した税制の構築を
図るための所得税法等の一部を改正する法律
案中修正の件

經濟社会の構造の変化に対応した税制の構築を
図るための地方税法等の一部を改正する法律
案中修正の件

國民年金法等の一部を改正する法律等の一部を
改正する法律案中修正の件

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) まず、經濟社会の構造の変
化に対応した税制の構築を
図るための所得税法等
の一部を改正する法律案及び經濟社会の構造の変
化に対応した税制の構築を
図るための地方税法等
の一部を改正する法律案の両案に対する修正をそ
れぞれ承諾するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、いづれ
も承諾することに決まりました。

次に、國民年金法等の一部を改正する法律等の
一部を改正する法律案に対する修正を承諾するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。
よつて、承諾することに決まりました。

國務大臣の演説

○議長(横路孝弘君) 内閣総理大臣から所信に関
する演説、財務大臣から財政に関する演説のため、
発言を求められております。順次これを許し
ます。内閣総理大臣野田佳彦君。

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 第七十九回国会
に当たり、私の所信を申し上げます。

東日本大震災からの復興に歩み始めた被災地
で、改革に情熱を傾ける全国各地の農村や漁村
で、歴史的な円高に立ち向かう中小企業の町で、
そして欧州に発したあらしが吹き荒れる国際金融
市場で、今、私たち政治家の覚悟と器量が問われ
ています。

この国会がなし遂げなければならないことは明
確です。被災地の復興、原発事故の収束、そして
日本經濟の立て直しを大きく加速するために、一
日も早く第三次補正予算とその関連法案の成案を
得て、実行に移すことです。これは、政府・与党
と各党派の皆様との共同作業にほかなりませ
ん。この苦難の日々を懸命に生き抜く現在の日本
人と、この国の未来を託す将来の日本人への責任
を、ともに果たしていこうではありませんか。

苦しむ人々の力になりたいという願いは、日本
じゅうにあふれています。

何よりも、被災者の方々が、みずからが救援物
資を分け合い、避難所で支え合いました。そし
て、これまでに延べ約八十万の方々が被災地で
の支援活動にボランティアとして参加していただ
き、集まった義援金は三千億円以上上つていま

官 報 (号 外)

す。どんな困難の中でも他者をいたわる心は、世界に誇るべき日本人の気高き精神です。

しかし、それだけでは、未曾有の大震災から被災地が立ち直り、日本経済を立て直していくことはできません。

被災地の町や暮らしをもとどおりにし、復興に向けて歩む道を確認かなものとしていくためには、少なくとも五年間で二十兆円近くが必要になると試算されています。これだけ巨額の資金は、国会が決断しなければ手当てすることはできません。

国会の決断を担うのは国民を代表する国会議員の皆様であり、ほかのだれでもありません。これまで積み重ねてきた議論を成案として仕上げ、今の私たちにしかできない、国家国民のための大仕事をともにし遂げようではありませんか。

歴史に輝く世界遺産平泉は、平安末期に、争乱で荒れ果てた東北の地を復興する営みの中で生まれました。明治期の大火災で町を焼かれた川越や高岡の人々は、耐火建築として蔵づくりを広め、風情ある町並みを後世に残しました。関東大震災の瓦れきは、海に埋め立てられ、横浜の名所としてにぎわう山下公園に姿を変えています。

繰り返す戦禍や災害に打ちのめされながらも、先人たちは、あすに向かって希望の種をまき、大きく育ててきたのです。今般の東日本大震災も、その例に漏れません。

住民とのひざ詰めの話し合いを繰り返し、独自の復興プランを必死につくり上げようとしている被災自治体に対して、まずは財源面での確かな裏づけを行います。地域主権改革の理念に沿って、

被災自治体に使い勝手のよい交付金を創設するとともに、自主事業を思い切って支援し、各種の補助事業でも自治体の負担分を実質的にゼロにします。

仮設住宅に移られた被災者の方々の多くが、働く場の確保に次なる不安を感じておられます。

道路や港湾といったインフラを本格的に復旧し、雇用創出の基金や中小企業グループ化補助金の積み増し、就職支援策の強化などにより、被災者のこれからの暮らしの安心を支えます。

また、津波を浴びた農地から塩分を洗い流し、漁船や養殖場を取り戻すことにより、土を愛し、豊饒な海とともに生きてきた被災地の農林漁業を力強くよみがえらせます。

しゃくし定規な国の決まり事が復興プランを邪魔してはなりません。

大胆な規制緩和や税制の特例を認める復興特区制度を創設し復興を加速するとともに、被災地の強みを生かした最先端のモデル地域づくりを制度面で応援します。

また、復興特区において法人税を五年間無税にするといった前例のない措置によって、新たな企業の投資を内外から呼び込みます。

新設する復興庁には、霞が関の縦割りを排する強い調整・実施権限を持たせ、各被災地に支部を置き、ワンストップで要望に対応します。被災地に寄り添う優しさと、前例にとらわれず果断に実行する力強さをあわせ持った機関とし、国と被災地を太いきずなで結びつけます。

また、今般の大震災で得た教訓を生かし、自然

災害に強い地域づくりを被災地のみならず全国に広めていくため、まずは、津波防災地域づくり法案の成立を図ります。

福島再生なくして日本の再生なし、この切なる願いと断固たる決意を、私は何度でも繰り返します。

一日も早く原発事故を収束させるため、原子炉の年内の冷温停止状態の達成を初め、工程表の着実な実現に全力を尽くす国家の意思は、揺るぎありません。

これまでに、放出される放射線量は事故当初より大きく減少し、緊急時避難準備区域も解除に至っておりますが、周辺住民の方々が、安心して故郷に帰り、日常の暮らしを取り戻す日まで、事故との戦いは決して終わりません。

早くお外で鬼ごっこやリレーをしたい、お友達とドングリ拾いやきれいな葉っぱを集めて遊びたい、前歯が抜けたままの顔で屈託なく笑う福島の幼稚園児たちの言葉が、私の脳裏から離れません。

それぞれの地域で、公共の場だけではなく、住民の皆様の生活空間も含めて、除染を徹底的に進めることが急務です。政府を挙げて取り組む体制を整備し、適切な実態把握と大規模な除染を国の責任として進め、周辺住民の方々と国民全体の抱く不安を少しでも早く解消してまいります。

また、福島再生のための独自の基金を設け、国際的な医療センターの整備といった新たな構想を、地元と一体となって推進します。

この三次補正を実行し、ふるさと福島で生まれ

一生を過ごすという当たり前の人生を若者が夢として語らなくて済む未来を必ずや取り戻そうではありませんか。

政府は、放射性物質の飛散状況や健康に関する情報など、持てる情報を徹底的に開示します。根拠のない風評が被災地の復興を阻むことのないよう、私たち政治家が率先して、国民の皆様の心ある対応を促していくではありませんか。

歴史的な円高に伴い、産業空洞化の危機が続いています。大企業が海外に拠点を移せば、その取引先である中小企業も後を追ひ、本来この国に残すべき貴重な雇用場が失われかねません。

そうした事態を防ぐため、先般の円高への総合的対応策に基づき、日本銀行とも連携して、円高自体への対応も含め、あらゆる政策手段を講じます。

産業空洞化を阻止する国の決意を行動で示すべく、これまで措置した累計額の約三倍となる五千億円の立地補助金を用意します。また、二千億円規模の節電エコ補助金によって最先端技術の先行需要を生み出し、日本のすぐれた環境エネルギー技術力をさらに高めます。

円高で苦しみながらも、それを乗り越えようとする企業には、雇用調整助成金の要件を緩和するとともに、金融支援の拡充を中心とした、総額約七千億円に上る中小企業対策を実行します。

この三次補正を実行し、産業空洞化の圧力に抗して、歯を食いしばって日本での操業にこだわり続ける経営者と現場を支える労働者の方々に、確かな希望を感じてもらおうではありませんか。

これまで申し上げた支援措置や、さきに和解が成立したB型肝炎問題への対応など、三次補正の歳出は、総額十二兆円を超える規模に及びます。その実行のためには、裏づけとなる財源を確保しなければなりません。

まず何よりも、政府全体の歳出削減と税外収入の確保に断固たる決意で臨みます。

国家公務員の人件費削減を進めるため、公務員給与の約八%を引き下げる法案を既に国会に提出しており、その早期成立が欠かせません。朝霞住宅の取り扱いを含めた公務員宿舍の抜本見直しにも着手しました。行政刷新会議においては、行政の無駄や非効率の根絶に粘り強く取り組むだけでなく、政策や制度に踏み込んだ、国民目線での提言型政策仕分けを行います。

郵政改革関連法案の成立を期した上で、日本郵政やJ-Tの株式など、売却できる政府資産は売却し、あらん限りの税外収入をかき集めます。

地域主権改革は、地域のことは地域で決めるための重要な改革であり、国の行政の無駄削減を進めるためにも有効です。地方の意見をお伺いしながら、補助金等の一括交付金化や出先機関の原則廃止に向けた改革を進めます。

また、効率的で質の高い行政サービスを提供するための公務員制度改革を具体化すべく、関連法案の成立を図ります。

政治家自身も、みずから身を切らなければなりません。江戸時代の儒学者である佐藤一斎は、「春風を以て人に接し、秋霜を以て自ら肅む」と説きました。国民を代表して政治と行政に携わる者

に求められているのは、この秋の霜のようにみずからの行動を厳しく正していく心です。私と政府の政務三役の給与については、公務員給与引き下げ法案の成立を待つことなく、自主返納することといたしました。

また、この国会で、憲法違反の状態になっている一票の格差を是正するための措置を図ることや、定数の削減と選挙制度のあり方についても、与野党の議論が進むことを強く期待します。次に、経済成長を通じた増収の道も追求します。

古来、財政改革をなし遂げた偉人は、創意工夫で産業を興し、税収をふやす方策を探りました。人口減少に転じた日本において、数年で経済と税収を倍増させるような奇策はありません。日本経済を長く停滞させてきた諸課題を一つ一つ地道に解決し足元の危機を克服した後に、日本が進むべき道を見きわめ、それを実行していくだけです。

その先駆けとして、二十一世紀の成長産業となり得る農林漁業の再生に向けて、次世代を担う農林漁業者が安心して取り組めるよう、さきに策定した我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画を、政府全体の責任をもって着実に実行します。

新たに設置した国家戦略会議では、年内に日本再生の基本戦略をまとめ、新産業の創出や世界の成長力の積極的な取り込みなどを一層推進します。また、原子力への依存度を最大限減らし、国民

が安心できるエネルギー構成を実現するためのエネルギー戦略の見直しや地球温暖化対策、新たなフロンティアの開拓に向けた方策など、中長期的な国家ビジョンを構想し、産官学の英知を結集して具体化していきます。

成長するアジアへの玄関口として高い潜在力を持つ沖縄の振興については、最終年度を迎えた振興計画の総仕上げを行うとともに、新たな振興策の一環として、使い道を限定しない、自由度の高い一括交付金を創設します。

そして、歳出削減の道と増収の道では足らざる部分について、初めて歳入改革の道があります。復興財源案では、基幹税である所得税や法人税、個人住民税の時限的な引き上げなどにより、国民の皆様が一定の御負担をお願いすることとしています。

国家財政の深刻な状況が、その重要な背景です。グローバル経済の市場の力によって、国家の信用が厳しく問われる歴史的な事態が進行しています。欧州の危機は広がりを見せており、決して対岸の火事とは言いきれません。

きょう生まれた子供の一人の背中には、既に七百万円を超える借金があります。現役世代がこのまま減り続ければ、一人当たりの負担はふえていくばかりであり、際限のない先送りを続けられる状況にはありません。

復興財源の確保策を実現させ、未来の世代の重荷を少しでも減らし、国家の信用を守る大義をとるに果たそうではありませんか。

さきの国連総会では、大震災での世界じゅうの人々の支援に感謝し、人類のよりよき未来に貢献することで恩返しをしていく我が国の決意を発信しました。その決意を確実に行動に移していきます。

まずは、大規模な洪水に見舞われているタイ、地震により多数の死傷者が出ているトルコなど、自然災害で被害を受けた国々に必要な支援を行います。

アラブの春と呼ばれる大変革を経験している中東・北アフリカ地域の改革・民主化努力にも、総額約十億ドルの円借款を含めた支援を具体化していきます。

南スーダンでの国連平和維持活動については、これまでの現地調査団による調査結果を踏まえ、自衛隊施設部隊の派遣について早急に結論を出します。

国と国との関係は、人と人との関係の積み重ねの上に築かれるものです。既に、オバマ大統領を初め主要各国の首脳と国連総会の場でお会いし、先般の韓国訪問では、李明博大統領と政治家としての信念に基づき語り合うなど、各国首脳との個人的な関係を取り結び、よいスタートを切ることができました。

秋は外交の季節です。来るべきG20では、欧州発の世界経済危機の封じ込めに、日本としての貢献を示します。

米国主催のAPEC首脳会議では、アジア太平洋地域の将来像を示した横浜ビジョンの理念を実現するために、さらなる一歩を踏み出し、その成

果を日米間のきずなの強化にも活用します。

A S E A N諸国との諸会合にも参加し、豊かで安定したアジアの未来とともに開くための関係強化のあり方を議論します。

より幅広い国々と高いレベルでの経済連携を戦略的かつ多角的に進めます。

先般の日韓首脳会談では、経済連携協定の実務者協議を加速することで合意しました。さらに今後、日豪交渉を推進し、日・E U、日中韓の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるT P P協定への交渉参加についても、引き続きしっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出します。

普天間飛行場の移設問題については、日米合意を踏まえつつ沖縄の負担軽減を図ることが、この内閣の基本的な姿勢です。沖縄の皆様の声に真摯に耳を傾け、誠実に説明し、理解を求めながら、普天間飛行場の移設実現に向けて全力で取り組みます。

先日、拉致被害者の御家族の方々とお話をし、国民の生命や財産、そして我が国の主権を守るのは政府の最も重要な役割であるとの思いを新たにしました。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組むことを誓います。

また、自然災害だけでなく、テロやサイバー攻撃への対策を含め、危機管理対応には万全を期し、常に緊張感を持って対処します。

三次補正とその関連法は、大震災から立ち直ろうとする新しい日本が、あすへ向かって踏み出す

大きな一歩です。

嬉しいなという度に

私の言葉は花になる

だから

あつたらしいの種をまこう

小さな小さな種だって

君と一緒に育てれば

大きな大きな花になる

仙台市に住む若き詩人、大越桂さんが大震災後に書き、被災地で合唱曲として歌われている詩の一節です。障害を抱え、声も失い、寝たきりの生活を続けてきた彼女が、筆談で文字を知ったのは十三歳のときだったといっています。それから十年も経ず、彼女は、詩人として、被災地を言葉で応援してくれています。

だれでも、どんな境遇のもとにいても、希望を持ち、希望を与えることができると私は信じます。

希望の種をまきましょう。そして、被災地に生まれる小さな希望の芽をみんなで大きく育てましょう。やがてそれらは希望の花となり、すべての国民を勇気づけてくれるはずですよ。

連立与党である国民新党を始め、ここに集うすべての国会議員の皆様、今こそ、希望づくりの先頭に立つとともに行動を起こし、すべての国民を代表する政治家としての覚悟と器量を示そうではありませんか。

私は、日々懸命に土を耕し、汗と泥にまみれながら、国民の皆様が大きな希望の花を咲かせることができるよう、正心誠意、命の限りを尽くし

て、この国難を克服する具体策を実行に移す覚悟です。

国会議員の皆様と国民の皆様との御理解と御協力を改めてお願いして、私のこの国会に臨む所信の表明といたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 財務大臣安住淳君。

〔国務大臣安住淳君登壇〕

○国務大臣(安住淳君) 今般、東日本大震災からの本格的な復興等を実現するため、必要な財政措置を盛り込んだ平成二十三年度第三次補正予算を提出することといたしました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災、原子力発電所事故の発生から七カ月以上が過ぎました。改めてここに、災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に対し、深く哀悼の意を表します。また、今なお避難を続けておられる方々を初め、被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

東日本大震災からの復旧復興は、言うまでもなく、この内閣が取り組むべき最大かつ最優先の課題であります。

これまで、救助救援活動や復旧活動にかかわる官民の関係者やボランティアなど、多くの国民の皆様御尽力により、復旧復興への歩みは進んでまいりました。一方で、復旧復興への取り組みが迅速さに欠け、必要な方々に支援の手が行き届いていないとの御指摘もいただいております。

こうした点を真摯に受けとめ、復旧から本格的な復興への取り組みをさらに加速していくことが重要であります。また、原子力災害についても、一刻も早い事態の収束に向け、国の総力を挙げて対応していかなければなりません。

さらには、日本経済を取り巻く環境も変化しており、現下の円高に対応して、産業空洞化対策等に取り組むことも喫緊の課題であります。

被災地域の復興なくして日本経済の再生はない、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識のもと、間断なく迅速に復旧から復興への取り組みを進めるなどにより、我が国経済を自立的な回復軌道に乗せるよう、全力を挙げてまいります。

今国会に提出をいたしました平成二十三年度第三次補正予算の概要について御説明申し上げます。

まず、東日本大震災関係経費として一兆七千三百三十五億円を計上し、その内訳は、災害救助等関係経費、災害廃棄物処理事業費、公共事業等の追加、災害関連融資関係経費、地方交付税交付金、東日本大震災復興交付金、原子力災害復興関係経費、全国防災対策費、その他の東日本大震災関係経費、年金臨時財源の補てんとなっております。

これらの東日本大震災関係の歳出を賄うため、一千六百四十八億円の既定経費の減額を行うこととしており、歳入面においては、百八十七億円のその他収入の増加を見込むほか、一兆五千五百億円の復興債の発行を行うこととしております。

なお、復興債の発行等については、別途、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案を提出し、御審議をお願いすることにしております。

また、台風十二号等に係る災害対策費などのその他の経費について、三千二百十億円を計上しております。

その歳出を賄うため、東日本大震災復旧・復興予備費を二千三百四十三億円減額することとしており、歳入面においては、その他収入の増加等七百四十八億円及び前年度剰余金受け入れ百十九億円を見込んでおります。

さらに、B型肝炎関係経費として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等四百八十億円を計上しております。

その歳出を賄うため、二百二億円の既定経費の減額を行うこととしており、歳入面においては、二百七十九億円のその他収入の増加を見込んでおります。

これらの結果、平成二十三年度一般会計第三次補正後予算の総額は、一般会計第二次補正後予算に対し、歳入歳出とも一兆六千八百三十二億円増加し、百六兆三千九百八十七億円となります。関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融资計画については、東日本大震災からの復興等に必要となる資金需要に対応するため、補正予算において総額一兆三千四百二十一億円を追加することとしております。

以上、平成二十三年度第三次補正予算の概要について御説明を申し上げます。

被災地域の一刻も早い復興のため、何とぞ、関連法案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
(拍手)

○太田和美君 国務大臣の演説に対する質疑は延期し、来る三十一日午後一時から本会議を開きこれを行うこととし、本日はこれにて散会されることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。
本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 野田 佳彦君
総務大臣 川端 達夫君
法務大臣 平岡 秀夫君
外務大臣 玄葉光一郎君
財務大臣 安住 淳君
文部科学大臣 中川 正春君
厚生労働大臣 小宮山洋子君
農林水産大臣 鹿野 道彦君

経済産業大臣 枝野 幸男君
国土交通大臣 前田 武志君
環境大臣 細野 豪志君
防衛大臣 一川 保夫君
国務大臣 自見庄三郎君
国務大臣 平野 達男君
国務大臣 藤村 修君
国務大臣 古川 元久君
国務大臣 山岡 賢次君
国務大臣 蓮 舫君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る二十日、本院は、第百七十九回国会の会期を五十一日間と議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二十日、西岡参議院議長から横路議長あて、参議院は第百七十九回国会の会期を五十一日間と議決した旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成二十二年」度ものづくり基盤技術の振興施策に関する報告

(政府特別補佐人承認)

一、去る二十日、横路議長は、野田内閣総理大臣申し出の次の者を、第百七十九回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁 江利川 毅
公正取引委員会委員長 竹島 一彦
公害等調整委員会委員長 大内 捷司
(応召議員)

一、去る二十一日以後、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出
北海道第九区 鳩山由紀夫君
埼玉県第十四区 中野 譲君
新潟県第一区 西村智奈美君
静岡県第六区 渡辺 周君
愛知県第十区 杉本かずみ君
兵庫県 兵庫県
第九区 西村 康稔君
第十二区 山口 壮君
岡山県第四区 柚木 道義君
比例代表選出 九州
山本 幸三君
(以上二十一日)
小選挙区選出
埼玉県第二区 石田 勝之君
長野県第三区 羽田 孜君
福岡県第七区 古賀 誠君
(以上二十四日)
小選挙区選出
福島県第五区 吉田 泉君
大分県第三区 横光 克彦君
(以上二十五日)
小選挙区選出
茨城県第七区 中村喜四郎君
(二十六日)

小選挙区選出

東京都第十六区 初鹿 明博君
長崎県第二区 福田衣里子君
(以上二十八日)

(議席変更)

一、去る二十四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二 城内 実君
五 小泉 龍司君
七 宮本 岳志君
八 高橋千鶴子君
九 遠山 清彦君
一〇 中島 正純君
五一 古屋 範子君
五二 松浪 健太君
五三 あべ 俊子君
一六 小里 泰弘君
一七 徳田 毅君
一八 赤澤 亮正君
一九 高邑 勉君
二〇 斉木 武志君
二一 相原 史乃君
二二 近藤 和也君
二三 藤田 憲彦君
二四 石原洋三郎君
二五 緒方林太郎君
二六 和嶋 未希君
二七 小野塚勝俊君
二八 高橋 英行君

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会
理事 鴨下 一郎君(理事塩谷立君去る二十日委員辞任につきその補欠)
理事 日委員辞任につきその補欠
理事 平沢 勝栄君(理事平井たぐや君去る二十日委員辞任につきその補欠)
法務委員会
理事 棚橋 泰文君(理事平沢勝栄君去る二十日委員辞任につきその補欠)
外務委員会
理事 河井 克行君(理事小野寺五典君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
理事 三ツ矢憲生君(理事秋葉賢也君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
文部科学委員会
理事 松野 博一君(理事下村博文君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

経済産業委員会

理事 梶山 弘志君(理事西村康稔君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
理事 菅原 一秀君(理事谷畑孝君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
国土交通委員会
理事 富田 茂之君(理事高木陽介君去る二十日委員辞任につきその補欠)
理事 金子 恭之君(理事福井照君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

安全保障委員会

理事 東 順治君(理事佐藤茂樹君去る二十日委員辞任につきその補欠)
理事 岩屋 毅君(理事浜田靖一君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

財務金融委員会
理事 山口 俊一君(理事山本幸三君去る二十日委員辞任につきその補欠)
農林水産委員会
理事 小里 泰弘君(理事谷公一君去る二十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 甘利 明君 補欠 平沢 勝栄君
塩谷 立君 補欠 竹本 直一君
平井たぐや君 補欠 徳田 毅君

総務委員

辞任 赤澤 亮正君 補欠 平井たぐや君
外務委員
辞任 補欠

河野 太郎君 三ツ矢憲生君
松野 博一君 後藤田正純君
財務金融委員
辞任 補欠

今津 寛君 丹羽 秀樹君
徳田 毅君 三ツ矢憲生君
茂木 敏充君 西村 康稔君
文部科学委員
辞任 補欠

塩谷 立君 甘利 明君
厚生労働委員
辞任 補欠

西村 康稔君 石田 真敏君
農林水産委員
辞任 補欠

谷 公一君 武部 勤君
経済産業委員
辞任 補欠

望月 義夫君 菅原 一秀君
稲津 久君 江田 康幸君
国土交通委員
辞任 補欠
高木 陽介君 富田 茂之君

環境委員	辞任	後藤田正純君	補欠	岸田 文雄君	安全保障委員	辞任	佐藤 茂樹君	補欠	東 順治君	国家基本政策委員	辞任	石破 茂君	補欠	茂木 敏充君	岸田 文雄君	逢沢 一郎君	塩谷 立君	小池百合子君	井上 信治君	予算委員	辞任	小泉進次郎君	補欠	橋 慶一郎君	齋藤 健君	伊東 良孝君	塩崎 恭久君	小池百合子君	菅原 一秀君	赤澤 亮正君	武部 勤君	石破 茂君	遠山 清彦君	東 順治君	富田 茂之君	高木 陽介君	決算行政監視委員	辞任	逢沢 一郎君	補欠	河野 太郎君	東 順治君	遠山 清彦君	議院運営委員	辞任	齋藤 健君	補欠	田村 憲久君	橋 慶一郎君	塩崎 恭久君	下地 幹郎君	中島 正純君
田村 憲久君	齋藤 健君	一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	辞任	石田 勝之君	補欠	森岡洋一郎君	森山 浩行君	稲富 修二君	森岡洋一郎君	石田 勝之君	法務委員	辞任	大谷 啓君	補欠	大山 昌宏君	京野 公子君	大山 昌宏君	笠原多見子君	京野 公子君	外務委員	辞任	小川 淳也君	補欠	岡田 康裕君	岡田 康裕君	小川 淳也君	文部科学委員	辞任	石原洋三郎君	補欠	金子 健一君	河村 建夫君	谷 公一君	金子 健一君	石原洋三郎君	河村 建夫君	厚生労働委員	辞任	初鹿 明博君	補欠	木村たけつか君	福田衣里子君	井戸まさえ君	宮崎 岳志君	村上 史好君						
山口 和之君	相原 史乃君	江田 憲司君	相原 史乃君	井戸まさえ君	木村たけつか君	補欠	初鹿 明博君	村上 史好君	柿澤 未途君	経済産業委員	辞任	大畠 章宏君	補欠	石津 政雄君	斉木 武志君	橋本 勉君	矢崎 公二君	中後 淳君	松岡 広隆君	橋 慶一郎君	赤澤 亮正君	相原 史乃君	石津 政雄君	中後 淳君	磯谷香代子君	大畠 章宏君	橋本 勉君	松岡 広隆君	矢崎 公二君	斉木 武志君	赤澤 亮正君	高松 和夫君	国土交通委員	辞任	石井 章君	補欠	小林 正枝君	谷田川 元君	花咲 宏基君	小林 正枝君	石井 章君	谷田川 元君	環境委員	辞任	工藤 仁美君	補欠	山崎 誠君	高松 和夫君	藤田 大助君	川島智太郎君	木村たけつか君	大西 孝典君
高松 和夫君	磯谷香代子君	山崎 誠君	工藤 仁美君	武田 良太君	松浪 健太君	補欠	松浪 健太君	武田 良太君	松浪 健太君	安全保障委員	辞任	石田 真敏君	補欠	永岡 桂子君	井戸まさえ君	杉本かずみ君	大西 孝典君	京野 公子君	玉置 公良君	藤田 大助君	中屋 大介君	北村 茂男君	永岡 桂子君	石井登志郎君	木村たけつか君	石原洋三郎君	浜本 宏君	杉本かずみ君	瑞慶覧長敏君	高松 和夫君	小山 展弘君	岸本 周平君	川島智太郎君	京野 公子君	大西 孝典君	大西 孝典君																

岸本 周平君				玉置 公良君			
瑞慶覧長敏君				井戸まさえ君			
浜本 宏君				中屋 大介君			
永岡 桂子君				北村 茂男君			
財務金融委員				補欠			
江端 貴子君				磯谷香代子君			
小野塚勝俊君				山口 和之君			
中林美恵子君				柚木 道義君			
磯谷香代子君				江端 貴子君			
山口 和之君				小野塚勝俊君			
柚木 道義君				中林美恵子君			
農林水産委員				補欠			
福島 伸享君				小林 正枝君			
武部 勤君				永岡 桂子君			
小林 正枝君				福島 伸享君			
永岡 桂子君				武部 勤君			
環境委員				補欠			
柿沼 正明君				櫛渕 万里君			
櫛渕 万里君				阿知波吉信君			
阿知波吉信君				柿沼 正明君			
安全保障委員				補欠			
浅野 貴博君				金子 健一君			
高橋 昭一君				中野渡詔子君			
橋 秀徳君				山崎 誠君			
松宮 勲君				近藤 和也君			
浜田 靖一君				馳 浩君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
馳 浩君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君				近藤 和也君			
近藤 和也君				山崎 誠君			
山崎 誠君							

空本 誠喜君	金子 健一君
山尾志枝里君	大谷 啓君
山本 剛正君	笠原多見子君
赤澤 亮正君	江藤 拓君
小野寺五典君	伊東 良孝君
経済産業委員	
辞任	補欠
櫛淵 万里君	柿沼 正明君
柴橋 正直君	高井 崇志君
谷畑 孝君	北村 茂男君
柿沼 正明君	櫛淵 万里君
高井 崇志君	柴橋 正直君
北村 茂男君	谷畑 孝君
北村 茂男君	
国土交通委員	
辞任	補欠
畑 浩治君	熊谷 貞俊君
亀井 静香君	下地 幹郎君
熊谷 貞俊君	畑 浩治君
下地 幹郎君	亀井 静香君
一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員	
辞任	補欠
後藤 祐一君	中後 淳君
杉本かずみ君	磯谷香代子君
磯谷香代子君	杉本かずみ君
中後 淳君	後藤 祐一君
(特別委員選任)	
二、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。	

災害対策特別委員			
網屋 信介君	市村浩一郎君	大西 孝典君	梶原 康弘君
打越あかし君	笠原多見子君	金森 正君	黒岩 宇洋君
古賀 敬章君	高野 守君	高邑 勉君	橋本 勉君
中根 康浩君	橋本 勉君	三村 和也君	矢崎 公二君
吉川 政重君	江藤 拓君	梶山 弘志君	谷 公一君
林 幹雄君	森山 裕君	江田 康幸君	重野 安正君
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員			
阿知波吉信君	網屋 信介君	石井 章君	内山 晃君
勝又恒一郎君	金子 健一君	川越 孝洋君	坂口 岳洋君
木内 孝胤君	桑原 功君	篠原 孝君	

西村智奈美君	早川久美子君
松崎 哲久君	松本 龍君
皆吉 稻生君	宮崎 岳志君
本村賢太郎君	森岡洋一郎君
山田 正彦君	横山 北斗君
渡辺 義彦君	あべ 俊子君
加藤 勝信君	北村 茂男君
小泉進次郎君	齋藤 健君
武部 勤君	二階 俊博君
西野あきら君	松野 博一君
村田 吉隆君	富田 茂之君
東 順治君	佐々木憲昭君
中島 隆利君	山内 康一君
沖繩及び北方問題に関する特別委員	
浅野 貴博君	小川 淳也君
小原 舞君	大谷 信盛君
岡本 英子君	笠原多見子君
川島智太郎君	木内 孝胤君
木村たけつか君	吉良 州司君
黒田 雄君	瑞慶覧長敏君
杉本かずみ君	玉城デニー君
福岡健一郎君	秋葉 賢也君
井上 信治君	伊東 良孝君
岸田 文雄君	福井 照君
宮腰 光寛君	遠山 清彦君
赤嶺 政賢君	照屋 寛徳君
下地 幹郎君	
青少年問題に関する特別委員	
川口 浩君	川村秀三郎君
笹木 竜三君	竹田 光明君

橘 秀徳君	道休誠一郎君
富岡 芳忠君	初鹿 明博君
松岡 広隆君	三宅 雪子君
室井 秀子君	森山 浩行君
山崎 摩耶君	山田 良司君
湯原 俊二君	柚木 道義君
あべ 俊子君	小淵 優子君
棚橋 泰文君	池坊 保子君
松浪 健太君	宮本 岳志君
稲津 久君	
吉泉 秀男君	
海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員	
石井 章君	石井登志郎君
岡島 一正君	岡本 充功君
川口 博君	岸本 周平君
熊田 篤嗣君	小宮山泰子君
小山 展弘君	斉木 武志君
首藤 信彦君	空本 誠喜君
田中美絵子君	高松 和夫君
玉木雄一郎君	豊田潤多郎君
中島 政希君	中野渡詔子君
中林美恵子君	長島 一由君
萩原 仁君	浜本 宏君
早川久美子君	藤田 大助君
三村 和也君	三宅 雪子君
宮島 大典君	渡辺浩一郎君
稲田 朋美君	岩屋 毅君
江渡 聡徳君	武田 良太君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

消費者問題に関する特別委員

谷川 弥一君	徳田 毅君
中谷 元君	西村 康稔君
浜田 靖一君	松浪 健太君
望月 義夫君	赤松 正雄君
石井 啓一君	赤嶺 政賢君
服部 良一君	山内 康一君
下地 幹郎君	
小野塚勝俊君	榑渕 万里君
楠田 大蔵君	黒岩 宇洋君
後藤 祐一君	柴橋 正直君
高野 守君	中津川博郷君
中野 寛成君	長尾 敬君
野木 実君	福田衣里子君
向山 好一君	村上 史好君
谷田川 元君	山花 郁夫君
江藤 拓君	小里 泰弘君
坂本 哲志君	高木 毅君
永岡 桂子君	古屋 圭司君
竹内 譲君	笠井 亮君
中島 隆利君	
相原 史乃君	青木 愛君
井戸まさえ君	磯谷香代子君
緒方林太郎君	川口 博君
工藤 仁美君	櫛渕 万里君
斉藤 進君	玉木 朝子君
辻 恵君	中川 治君
中屋 大介君	永江 孝子君
仁木 博文君	野田 国義君

科学技術・イノベーション推進特別委員

樋口 俊一君	福田衣里子君
藤田 憲彦君	宮崎 岳志君
森山 浩行君	山口 和之君
山本 剛正君	和嶋 未希君
和田 隆志君	今津 寛君
北村 茂男君	後藤田正純君
近藤三津枝君	柴山 昌彦君
竹本 直一君	永岡 桂子君
野田 聖子君	平井たくや君
福井 照君	吉野 正芳君
大口 善徳君	吉井 英勝君
吉泉 秀男君	中島 正純君
石田 三示君	石森 久嗣君
稲富 修二君	江端 貴子君
大泉ひろこ君	大西 健介君
大島 章宏君	大山 昌宏君
川内 博史君	菊田真紀子君
熊谷 貞俊君	熊田 篤嗣君
空本 誠喜君	田村 謙治君
平 智之君	高井 美穂君
高木 義明君	中後 淳君
津村 啓介君	橋本 博明君
平山 泰朗君	松宮 勲君
水野 智彦君	柚木 道義君
吉田 統彦君	江渡 聡徳君
金田 勝年君	河井 克行君
河村 建夫君	近藤三津枝君
佐田玄一郎君	谷 公一君
馳 浩君	松野 博一君

郵政改革に関する特別委員

吉野 正芳君	遠藤 乙彦君
斉藤 鉄夫君	吉井 英勝君
阿部 知子君	柿澤 未途君
赤松 広隆君	石関 貴史君
今井 雅人君	緒方林太郎君
大谷 啓君	逢坂 誠二君
奥野総一郎君	加藤 学君
柿沼 正明君	京野 公子君
小室 寿明君	近藤 和也君
近藤 昭一君	佐々木隆博君
田島 一成君	高井 崇志君
高橋 英行君	高邑 勉君
武正 公一君	野田 国義君
橋本 勉君	花咲 宏基君
福島 伸享君	藤田 大助君
藤田 憲彦君	山尾志桜里君
山岡 達丸君	山花 郁夫君
赤澤 亮正君	石田 真敏君
加藤 紘一君	川崎 二郎君
佐藤 勉君	坂本 哲志君
橘 慶一郎君	谷 公一君
中谷 元君	三ッ矢憲生君
森山 裕君	斉藤 鉄夫君
西 博義君	塩川 鉄也君
重野 安正君	山内 康一君
田中 康夫君	
東日本大震災復興特別委員	
石津 政雄君	石原洋三郎君
石山 敬貴君	市村浩一郎君

(特別委員長互選)

一、去る二十日、特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

大島 敦君	太田 和美君
菊池長石エ門君	沓掛 哲男君
古賀 一成君	近藤 洋介君
斉藤 進君	斎藤やすのり君
階 猛君	白石 洋一君
菅川 洋君	田嶋 要君
辻元 清美君	中川 治君
中野渡詔子君	長尾 敬君
橋本 清仁君	畑 浩治君
森本 和義君	谷田川 元君
柳田 和己君	山口 和之君
若井 康彦君	若泉 征三君
秋葉 賢也君	井上 信治君
小里 泰弘君	小野寺五典君
加藤 勝信君	梶山 弘志君
谷 公一君	長島 忠美君
額賀福志郎君	吉野 正芳君
石田 祝穂君	高木美智代君
高橋千鶴子君	吉泉 秀男君
柿澤 未途君	下地 幹郎君
園田 博之君	
災害対策特別委員長	村井 宗明君
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	山田 正彦君
沖縄及び北方問題に関する特別委員長	福井 照君

青少年問題に関する特別委員長

稲津 久君

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長
首藤 信彦君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長
中津川博郷君

消費者問題に関する特別委員長

青木 愛君

科学技術・イノベーション推進特別委員長

松宮 勲君

郵政改革に関する特別委員長
赤松 広隆君

東日本大震災復興特別委員長
古賀 一成君

(理事互選)

一、去る二十日、特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

災害対策特別委員会

理事

市村浩一郎君

大西 孝典君

梶原 康弘君

古賀 敬章君

中根 康浩君

長島 忠美君

古川 禎久君

石田 祝稔君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

理事

石井登志郎君

内山 晃君

柿沼 正明君

西村智奈美君

横山 北斗君

西野あきら君

村田 吉隆君

富田 茂之君

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

理事

小川 淳也君

大谷 信盛君

吉良 州司君

瑞慶覧長敏君

玉城デニー君

秋葉 賢也君

伊東 良孝君

遠山 清彦君

青少年問題に関する特別委員会

理事

川村秀三郎君

笹木 竜三君

竹田 光明君

道休誠一郎君

柚木 道義君

あべ 俊子君

松浪 健太君

池坊 保子君

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

理事

岡島 一正君

小宮山泰子君

浜本 宏君

宮島 大典君

渡辺浩一郎君

武田 良太君

中谷 元君

赤松 正雄君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

理事

黒岩 宇洋君

後藤 祐一君

柴橋 正直君

谷田川 元君

山花 郁夫君

江藤 拓君

古屋 圭司君

竹内 譲君

消費者問題に関する特別委員会

理事

井戸まさえ君

辻 恵君

永江 孝子君

樋口 俊一君

和田 隆志君

竹本 直一君

永岡 桂子君

大口 善徳君

科学技術・イノベーション推進特別委員会

理事

菊田真紀子君

田村 謙治君

高井 美穂君

津村 啓介君

吉田 統彦君

馳 浩君

郵政改革に関する特別委員会

理事

石関 貴史君

佐々木隆博君

田島 一成君

武正 公一君

山花 郁夫君

赤澤 亮正君

森山 裕君

斉藤 鉄夫君

東日本大震災復興特別委員会

理事

大島 敦君

近藤 洋介君

田嶋 要君

中川 治君

橋本 清仁君

谷 公一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

委員

辞任

江渡 聡徳君

丹羽 秀樹君

補欠

江渡 聡徳君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

高野 守君

山崎 誠君

山崎 誠君

高野 守君

消費者問題に関する特別委員

辞任

宮崎 岳志君

本多 平直君

郵政改革に関する特別委員

辞任

柿沼 正明君

松本 大輔君

藤田 大助君

岡田 康裕君

田中 康夫君

中島 正純君

岡田 康裕君

藤田 大助君

松本 大輔君

柿沼 正明君

東日本大震災復興特別委員

辞任

市村浩一郎君

泉 健太君

小野寺五典君

北村 誠吾君

泉 健太君

市村浩一郎君

北村 誠吾君

小野寺五典君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

打越あかし君

平山 泰朗君

竹下 亘君

小淵 優子君

森山 裕君

坂本 哲志君

重野 安正君

服部 良一君

[illegible]

官 報 (号 外)

憲法審査会委員

辞任

補欠

柴山 昌彦君

秋葉 賢也君

秋葉 賢也君

柴山 昌彦君

(政治倫理審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査会委員

辞任

補欠

逢沢 一郎君

岸田 文雄君

菅 義偉君

佐藤 勉君

(議案付託)

一、去る二十日、委員会に付託された今国会継続の議案は次のとおりである。

地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外三名提出、第百七十三回国会衆法第一一〇号)

死因究明推進法案(下村博文君外五名提出、第百七十四回国会衆法第三〇号)

国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外六名提出、第百七十四回国会衆法第三二二号)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(河野太郎君外六名提出、第百七十六回国会衆法第五号)

幹部国家公務員法案(河野太郎君外六名提出、第百七十六回国会衆法第六号)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(野田毅君外二名提出、第百七十七回国会衆法第三一〇号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第六〇号)

国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第七四号)

国家公務員の労働関係に関する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第七五号)

公務員庁設置法案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第七六号)

国家公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第七七号)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、第百七十七回国会承認第六号)

以上十二件 内閣委員会 付託

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(参議院提出、第百七十七回国会参法第一六号)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第四号)

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第七八号)

以上三件 総務委員会 付託

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外三名提出、第百七十三回国会衆法第五号)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(辻恵君外二名提出、第百七十七回国会衆法第三三三号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第七九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第八〇号)

以上四件 法務委員会 付託

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十七回国会条約第二号)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十七回国会条約第三号)

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十七回国会条約第四号)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十七回国会条約第一四号、参議院送付)

以上四件 外務委員会 付託

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第二二二号)

財務金融委員会 付託

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(下村博文君外三名提出、第百七十四回国会衆法第四号)

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(参議院提出、第百七十七回国会参法第二二二号)

以上二件 文部科学委員会 付託

国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進に関する法律案(田村憲久君外五名提出、第百七十三回国会衆法第一二二号)

アレルギ―疾患対策基本法案(江田康幸君外二名提出、第百七十七回国会衆法第三二二号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十四回国会閣法第六〇号)

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第三二二号)

以上四件 厚生労働委員会 付託

農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外四名提出、第百七十四回国会衆法第三五五号)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十一日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、内閣の重要政策に関する事項
- 二、栄典及び公式制度に関する事項
- 三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 四、国民生活の安定及び向上に関する事項
- 五、警察に関する事項
- 二、調査の目的
- 右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため
- 三、調査の方法
- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中
- 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 平成二十三年十月二十一日
- 内閣委員長 荒井 聰
- 衆議院議長 横路 孝弘殿

四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十月二十一日

法務委員長 小林 興起

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 国際情勢に関する事項
- 二、調査の目的
- 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
- 三、調査の方法
- 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中
- 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 平成二十三年十月二十一日
- 外務委員長 田中眞紀子
- 衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、文部科学行政の基本施策に関する事項
- 二、生涯学習に関する事項
- 三、学校教育に関する事項
- 四、科学技術及び學術の振興に関する事項
- 五、科学技術の研究開発に関する事項
- 六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項
- 二、調査の目的
- 右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため
- 三、調査の方法
- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中
- 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 平成二十三年十月二十一日
- 文部科学委員長 石毛 鏝子
- 衆議院議長 横路 孝弘殿

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十月二十一日

厚生労働委員長 池田 元久

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、経済産業の基本施策に関する事項
- 二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項
- 三、特許に関する事項
- 四、中小企業に関する事項
- 五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
- 六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項
- 二、調査の目的
- 経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため
- 三、調査の方法
- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十月二十一日

経済産業委員長 吉田おさむ

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、国土交通行政の基本施策に関する事項
- 二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
- 三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項

- 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
- 五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
- 六、北海道開発に関する事項
- 七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十月二十一日

国土交通委員長 伴野 豊

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、環境の基本施策に関する事項
- 二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項
- 三、循環型社会の形成に関する事項
- 四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項
- 五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項
- 六、公害紛争の処理に関する事項

- 二、調査の目的
- 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十月二十一日

環境委員長 生方 幸夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十月二十一日

安全保障委員長 東 祥三

衆議院議長 横路 孝弘殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十五日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、行政機構及びその運営に関する事項
- 二、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項

- 三、地方自治及び地方税財政に関する事項
- 四、情報通信及び電波に関する事項
- 五、郵政事業に関する事項
- 六、消防に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十月二十五日

総務委員長 原口 一博

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、財政に関する事項
- 二、税制に関する事項
- 三、関税に関する事項
- 四、外国為替に関する事項
- 五、国有財産に関する事項
- 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
- 七、印刷事業に関する事項
- 八、造幣事業に関する事項
- 九、金融に関する事項
- 十、証券取引に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十月二十五日

財務金融委員長 海江田万里

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産関係の基本施策に関する事項

二、食料の安定供給に関する事項

三、農林水産業の発展に関する事項

四、農林漁業者の福祉に関する事項

五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年十月二十五日

農林水産委員長 吉田 公一

衆議院議長 横路 孝弘殿

(質問書提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京都小金井市の「こみ危機」に関する質問主意書(横象勝仁君提出)

食料供給に資する農業農村整備事業の推進に関する質問主意書(木村太郎君提出)

我が国が目指す自由貿易体制のあり方に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国の二国間による経済連携協定(EPA)と多国間協定である環太平洋経済連携協定(TPP)との関連性等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

高齢化社会における「街の青果・鮮魚店」の担う役割とその振興に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府による対ミャンマーODA再開に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省職員職務遂行の義務に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府の情報セキュリティ対策に関する質問主意書(横象勝仁君提出)

環太平洋経済連携協定(TPP)への交渉参加並びに参加後の交渉離脱の可能性に対する政府の見解に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇一一年十月十九日の日韓首脳会談に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

いわゆる郵便不正事件に係る国家賠償等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

被災地における生活再建と復興まちづくりに関する質問主意書(木村太郎君外一名提出)

東日本大震災発生以降の日本経済及びTPP対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

第百七十七回国会に提出し、現在貴院において継続審査中の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案中別紙のとおり修正したいので、国会法第五十九条の規定によつて貴院の承認を求めます。

(別紙)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案中修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第一条のうち所得税法本則(第百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号並びに第百六十条第一項及び第四項第二号を除く。)中「国税通則法を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第一条のうち所得税法第二条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定中「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第一条中所得税法第百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号口並びに第百六十条第一項及び第四項第二号イ(2)の改正規定を削る。

第一条のうち所得税法第二百二十八条の四第三項の改正規定中「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第二条のうち法人税法本則(第百三十三条第一項並びに第百三十四条第一項、第二項及び第四項第二号を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第二条のうち法人税法第二条第三十七号の次に一号を加える改正規定中「国税に係る共通の手

続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第二条中法人税法第百三十三条第一項並びに第百三十四条第一項、第二項及び第四項第二号イ(2)の改正規定を削る。 第三条のうち相続税法本則(第三十三条の二及び第三十四条第六項を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。 第三条のうち相続税法第十九条の二第三項の改正規定、同法第二十一条の六第二項の改正規定及び同法第三十二条に一項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第三条中相続税法第三十三条の二及び第三十四条第六項の改正規定を削る。 第三条のうち相続税法第三十六条第一項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十九条第六項の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第四条のうち地価税法本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。 第五条中登録免許税法第八條第二項の改正規定を削る。 第五条中登録免許税法第三十一条の改正規定を次のように改める。 第三十一条第一項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「二年」を「五年」に改める。	第六条のうち消費税法本則(第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定並びに同法第五十五条第二項及び第四項第二号イ(2)の改正規定を削る。 第七条中酒税法第三十条の改正規定及び同法第三十条の四第三項の改正規定を削る。 第七条のうち酒税法第五章中第三十条の六の次に一項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第七条中酒税法第三十四条の改正規定及び同法第三十六条(見出しを含む。)の改正規定を削る。 第八条中たばこ税法第十五条第四項及び第十六条第七項の改正規定を削る。 第八条のうちたばこ税法第四章中第二十二條の次に一項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第九条のうち揮発油税法第三章中第十三條の次に一項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第九条のうち揮発油税法第十七條第八項の改正規定中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、を削る。 第十条中地方揮発油税法第十条第一項及び第十一条第一項の改正規定、同法第十二條第二項の改正規定、同法第十三條第一項の改正規定並びに同法第十四條の改正規定を削る。 第十条のうち地方揮発油税法第十四條の二の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第十一条中石油ガス税法第四條第一項の改正規定、同法第十五條の改正規定及び同法第十八條の改正規定を削る。 第十一条のうち石油ガス税法第四章中第二十条の次に一項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第十一条中石油ガス税法第二十七條(見出しを含む。)の改正規定を次のように改める。 第二十七條を第二十六條とする。 第十二條中石油石炭税法第十二條第八項並びに第十五條第四項第三号及び第四号の改正規定を削る。 第十二條のうち石油石炭税法第四章中第十八條の次に一項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第十三條中航空機燃料税法第十二條の改正規定を削る。 第十五條中自動車重量税法第六條第二項の改正規定を削る。 第十五條中自動車重量税法第十六條の改正規定を次のように改める。 第十六條第一項中「二年」を「五年」に改める。	正規定、同法第十三條第一項の改正規定並びに同法第十四條の改正規定を削る。 第十条のうち地方揮発油税法第十四條の二の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第十一条中石油ガス税法第四條第一項の改正規定、同法第十五條の改正規定及び同法第十八條の改正規定を削る。 第十一条のうち石油ガス税法第四章中第二十条の次に一項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第十一条中石油ガス税法第二十七條(見出しを含む。)の改正規定を次のように改める。 第二十七條を第二十六條とする。 第十二條中石油石炭税法第十二條第八項並びに第十五條第四項第三号及び第四号の改正規定を削る。 第十二條のうち石油石炭税法第四章中第十八條の次に一項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第十三條中航空機燃料税法第十二條の改正規定を削る。 第十五條中自動車重量税法第六條第二項の改正規定を削る。 第十五條中自動車重量税法第十六條の改正規定を次のように改める。 第十六條第一項中「二年」を「五年」に改める。	第十六条中印紙税法第十四條第一項ただし書及び第三項の改正規定並びに同法第二十條の改正規定を削る。 第十七条のうち国税通則法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定及び同法第一章第一節中第四条を第三條の二とし、同條の次に一項を加える改正規定を削る。 第十七条のうち国税通則法第七十四條の二第一項の改正規定中「(平成五年法律第八十八号)」及び「を削る」。 第十七條のうち国税通則法第七章の次に一章を加える改正規定中第七十四條の九から第七十四條の十一までに係る部分を次のように改める。 (納税義務者に対する調査の事前通知等) 第七十四條の九 税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四條の十一(調査の終了の際の手続)までにおいて同じ。)は、国税庁等又は税関の当該職員(以下同条までにおいて「当該職員」という。)に納税義務者に対し実地の調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)において第七十四條の二から第七十四條の六まで(当該職員の質問検査権の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下「質問検査等」という。)を行わせる場合)には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨
---	--	---	--

及び次に掲げる事項を通知するものとする。 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時 二 調査を行う場所 三 調査の目的 四 調査の対象となる税目 五 調査の対象となる期間 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項 2 税務署長等は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。 3 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 納税義務者 第七十四条の二第一項第一号イ、同項第二号イ、同項第三号イ及び第四号イ並びに第七十四条の三第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者、第七十四条の四第一項並びに第七十四条の五第一号イ及び口、第二号イ及び口、第三号イ及び口、第四号イ及び口並びに第五号イの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者 二 税務代理人 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士	の権利及び義務等に関する規定の準用）の規定により準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二（設立）に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人 4 第一項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。 （事前通知を要しない場合） 第七十四条の十 前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第三項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第一項の規定による通知を要しない。 （調査の終了の際の手続） 第七十四条の十一 税務署長等は、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等（第	三十六条第一項（納税の告知）に規定する納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）をすべきと認められない場合には、納税義務者（第七十条の九第三項第一号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。 2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする。 3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができ、この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならぬ。 4 前三項に規定する納税義務者が連結子法人である場合において、当該連結子法人及び連結親法人の同意がある場合には、当該連結子法人へのこれらの項に規定する通知、説明又は交付（以下この項及び次項において「通知等」という。）に代えて、当該連結親法人への	通知等を行うことができる。 5 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人がある場合においては、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項から第三項までに規定する通知等に代えて、当該税務代理人への通知等を行うことができる。 6 第一項の通知をした後又は第二項の調査の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付があつた後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定に基づき、当該通知を受け、又は修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる。 第十八条のうち租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項の改正規定を削り、同条第三項の改正規定中「同条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第四項の改正規定を削る。 第十八条のうち租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定中「特定された者」の下に「（以下この項及び第四項において「対象者」とい
---	---	---	---

う。」を加え、「又はその者」を「対象者」を「又はその者」を「その者」に改め、同条に一項を加える改正規定を削る。

第十九条のうち租税特別措置法本則中「国税通則法を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第十九条のうち租税特別措置法第二条第一項に一号を加える改正規定及び同条第二項に二号を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十九条中租税特別措置法第九条の四の二に二項を加える改正規定を次のように改める。

第九条の四の二に次の一項を加える。

7 前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条のうち租税特別措置法第十一条の第三項の改正規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第十一条の四に第一項として一項を加える改正規定中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「(特定農産加工業経営改善臨時措置法)を「同法」に改める。

第十九条中租税特別措置法第二十九条の二に二項を加える改正規定を次のように改める。

第二十九条の二に次の一項を加える。

12 前項に定めるもののほか、第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第二十九条の三に二項を加える改正規定を次のように改める。

第二十九条の三に次の一項を加える。

11 前項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第三十七条の十一の三に二項を加える改正規定を次のように改める。

第三十七条の十一の三に次の一項を加える。

15 前項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第三十七条の十四に二項を加える改正規定を次のように改める。

第三十七条の十四に次の一項を加える。

21 前項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第四十一条の十二に二項を加える改正規定を次のように改める。

第四十一条の十二に次の一項を加える。

28 前項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条中租税特別措置法第四十二条の二の二第三項の改正規定を次のように改める。

第四十二条の二の二第三項中「第九条の四の二第三項から第五項まで、第二十九条の二第八項から第十項まで、第二十九条の三第七項から第九項まで、第三十七条の十一の三第十一項か

ら第十三項まで、第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十六項まで」を「第九条の四の二第三項から第七項まで、第二十九条の二第八項から第十二項まで、第二十九条の三第七項から第十一項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十五項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第四十二条の三の二の改正規定中「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第四十四条第一項の改正規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第四十四条の四に第一項として一項を加える改正規定中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「(特定農産加工業経営改善臨時措置法)を「同法」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第五十七条の十第三項の改正規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十九条のうち租税特別措置法第六十二条第八項の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに

納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第十九条中租税特別措置法第六十六条の四の改正規定を次のように改める。

第六十六条の四第六項中「更正(第十五項)を「更正(以下この条に、「同条第四十号)を「同法第二条第四十号)に、「決定(第十五項)を「決定(第十七項)に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該」を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む)」の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第九項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20 第十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第十七項(国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

第六十六条の四第十六項中「法定納期限」の下に「同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「賦課決定

(以下この項を「賦課決定(以下この条)に改め、」から第四項まで(同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正(同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。))に係る部分を除く。))を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項(国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第六十六条の四第十七項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十六条の四第十五項(国外関連者との取引に係る課税の特例)」と、同法を「第六十六条の四第十七項」と、同法に、「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十五項」を「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。 16 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行った取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項(第二号を除く。))の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。 第六十六条の四第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第	十一項第二号を次のように改める。 二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類(その写しを含む。))を提示し、若しくは提出した者 第六十六条の四第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「又は検査」を、「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。 9 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類(その写しを含む。))を留め置くことができる。 第十九条のうち租税特別措置法第六十六条の四の二第二項の改正規定中「前条第十八項第一号」を「前条第十七項第一号」に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の八の改正規定中「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の二十第一項の改正規定中「平成二十五年三月三十一	日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の二十五に第一項として一項を加える改正規定中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「(特定農産加工業経営改善臨時措置法)を」(同法)に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の五十九第三項の改正規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第十九条中租税特別措置法第六十八条の八十八の改正規定を次のように改める。 第六十八条の八十八第六項中「更正(第十六項を「更正(以下この条に、「同条第四十号を「同法第二条第四十号」に、「決定(第十六項を「決定(第十八項」に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。))の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十	八項を同条第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。 21 第十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。 第六十八条の八十八第十七項中「法定納期限」の下に「(同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。))」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「賦課決定(以下この項を「賦課決定(以下この条)に改め、」から第四項まで(同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正(同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。))に係る部分を除く。))を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第六十八条の八十八第十八項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十八条の八十八第十六項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。	日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の二十五に第一項として一項を加える改正規定中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「(特定農産加工業経営改善臨時措置法)を」(同法)に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の五十九第三項の改正規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。 第十九条中租税特別措置法第六十八条の八十八の改正規定を次のように改める。 第六十八条の八十八第六項中「更正(第十六項を「更正(以下この条に、「同条第四十号を「同法第二条第四十号」に、「決定(第十六項を「決定(第十八項」に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。))の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十	八項を同条第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。 21 第十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。 第六十八条の八十八第十七項中「法定納期限」の下に「(同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。))」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「賦課決定(以下この項を「賦課決定(以下この条)に改め、」から第四項まで(同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正(同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。))に係る部分を除く。))を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。
--	--	---	---	---	---

る課税の特例」と、同法を「第六十八条の八十八第八項」と、同法に、「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項」を「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。 17 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との間で行った取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に關し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。 第六十八条の八十八第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号を次のように改める。 二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者 第六十八条の八十八第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。	9 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。 第十九条のうち租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定中「前条第十九項第一号」を「前条第十八項第一号」に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第七十条の二の次に二条を加える改正規定中「平成二十三年一月一日を平成二十四年一月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律」を「国税通則法」に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定、同法第八十九条の二第十項及び第十一項の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の改正規定並びに同法第九十条に納税者の権利及び義務に關する法律を「国税通則法」に改める。 第十九条のうち租税特別措置法第九十条の四の改正規定を削り、同法第六章第三節の二中同条の前に一款及び款名を加える改正規定中「同条の」を「第九十条の四の」に、「平成二十三年十月一日」を	「平成二十四年四月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律」を「国税通則法」に改め、「別表第二七二〇・一九号の一の(三)の下に若しくは第二七二〇・二〇号の一の(四)を加え、第二七二〇・一一号及び第二七二〇・一九号を第二七二〇・一二号、第二七二〇・一九号及び第二七二〇・二〇号に、「第二七二〇・一一号の一の(三)又は第二七二〇・一九号の一の(二)」を「第二七二〇・一二号の一の(三)、第二七二〇・一九号の一の(二)又は第二七二〇・二〇号の一の(三)」に改め、「同表第二七二〇・一九号の一の(三)の下に「又は第二七二〇・二〇号の一の(四)」を加える。 第十九条のうち租税特別措置法第九十条の四の二の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律」を「国税通則法」に改める。 第十九条中租税特別措置法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定及び同法第九十条の六の改正規定を削る。 第十九条のうち租税特別措置法第九十条の六の二の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律」を「国税通則法」に改める。 第二十条のうち輸入品に対する内国消費税の徴収等に關する法律本則中「国税通則法を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律」に改める改正規定を削る。 第二十条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に關する法律第十一条第三項の改正規定を次のように改める。	うに改める。 第十一条第三項中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。 第二十条のうち輸入品に対する内国消費税の徴収等に關する法律第二十二條に二項を加える改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律」を「国税通則法」に、「納税義務者等を「納税義務者」に改める。 第二十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に關する調書の提出等に関する法律第五条に二項を加える改正規定を次のように改める。 第五条に次の一項を加える。 5 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 第二十二條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律第十四條第一項、第十五條第一項、第十六條第二項、第十七條第一項及び第十八條の改正規定の前に次のように加える。 第五條第二項中「第十九條第一項第二号において同じ。」を削る。 第二十二條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律第十四條第一項、第十五條第一項、第十六條第二項、第十七條第一項及び第十八條の改正規定を削る。 第二十二條のうち一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律第十九條の改正規定中「国税に係る共通的な
---	---	--	---

な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律を「国税通則法」に改める。

第二十二条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十條第一項の表国税通則法の項の改正規定を削る。

第二十二條のうち一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十二條の改正規定中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

第二十三條のうち所得税法等の一部を改正する法律附則第十一條の改正規定中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第一条中「平成二十三年四月一日」を「公布の日」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第十七條中国税通則法の目次の改正規定（「第百二十八條」を「第百二十九條」に改める部分に限る。）、同法第百二十八條第一項の改正規定、同条を同法第百二十九條とする改正規定及び同法第百二十七條を同法第百二十八條とし、同法第百二十六條の次に一條を加える改正規定（第百二十七條第一号に係る部分に限る。）公布の日から起算して二月を経過した日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第五十七條の

二 第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規定、同法第八十三條の二第二項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定、同法第八十五條第三項の改正規定、同法第百二十條第三項の改正規定、同法第百二十二條第一項の改正規定、同法第百六十六條の改正規定、同法第二百一條の改正規定、同法第二百三條第一項の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第五条まで及び第七條の規定

ロ 第三条中相続税法第十二條第一項の改正規定、同法第十五條第一項の改正規定、同法第十六條の改正規定、同法第十九條の三第一項の改正規定、同法第十九條の四第一項の改正規定、同法第二十一條の七の改正規定、同法第二十一條の八の改正規定並びに同法第二十一條の九第一項及び第四項の改正規定並びに附則第二十六條、第二十八條及び第二十九條の規定

ハ 第十八條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の改正規定及び同法第五條の二第三項の改正規定

二 第十九條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第三十一條第三項第一号及び第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十

二 項第一号の改正規定、同法第四十一條の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第六十九條の五第一項の改正規定、同法第七十條の二の二の次に二條を加える改正規定、同法第七十條の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項第一号ロの改正規定、同法第七十條の四第三項第一号の改正規定並びに同法第七十條の七の改正規定並びに附則第八十五條の規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ 第二条中法人税法第三十一條の改正規定、同法第五十二條の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十七條の二の改正規定、同法第五十八條の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十六條の改正規定、同法第七十二條第三項の改正規定（第六項及び第九項を「第七項及び第十項」に、「第五十八條第二項及び第四項」を「第五十八條第二項及び第五項」に改める部分に限る。）、同法第八十條の改正規定、同法第八十一條の九の改正規定、同法第八十一條の十二の改正規定及び同法第百四十三條の改正規定並びに附則第十條、第十三條、第十四條、第十九條、第二十二條、第九十七條及び第九十九條の規定

ロ 第十七條中国税通則法第二条第六号ハ(2)の改正規定及び附則第三十七條第二項の規定

ハ 第十九條中租税特別措置法の目次の改正

規定、同法第十條の二の二を削る改正規定、同法第十條の二の三の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十條の二の二とする改正規定、同法第十條の四を削る改正規定、同法第十條の五の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十條の四とする改正規定、同法第十條の六の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同条を同法第十條の五とする改正規定、同法第十條の七の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同条を同法第十條の六とする改正規定、同法第十一條の三の改正規定、同条を同法第十一條の二とする改正規定、同法第十一條の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第十一條の三とする改正規定、同法第十九條第一号の改正規定、同法第四十二條の三の二の改正規定、同法第四十二條の四第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第四十二條の五を削る改正規定、同法第四十二條の五の二の改正規定（同条第八項に係る部分及び同条第九項に係る部分（第六十八條の十の二第二項）を「第六十八條の十第二項」に、「第六十八條の十の二第三項」を「第六十八條の十第三項」に改める部分を除く。）、同条を同法第四十二條の五とする改正規定、同法第四十二條の六第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二條の七

及び第四十二条の八の改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第四十二条の十第二項の改正規定、同法第五項の改正規定、同法第四十二条の十一第二項の改正規定、同法第五項の改正規定、同法第四十二条の十二第二項の改正規定、同法第四十二条の十三の改正規定（同法第五項に係る部分を除く。）、同法第四十四条第一項の改正規定、同法第四十四条の二の改正規定、同法第四十四条の三第一項の改正規定、同法第四十四条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十二条の二第二項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第五十五条の六の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第五十五条の七第六項の改正規定、同条を同法第五十五条の六とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第五十七条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の十の改正規定、同法第三章第四節を削る改正規定、同章第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、同法第六十二条の改正規定（同法第八項に係る部分を除く。）、同法第六十二条の三の改正規定（同法第十項に係る部分を除く。）、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十七条の二第一項の改正規定、同法第六十七条の十四第二項の改正規定、同法第六十七条の十五第三項の改正規定、同法第六十八条第

一項の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定、同法第六十八条の三の四第二項の改正規定、同法第六十八条の八の改正規定、同法第六十八条の九第一項の改正規定、同法第六十一項の改正規定、同法第六十八条の十を削る改正規定、同法第六十八条の十の二の改正規定（同法第九項に係る部分及び同法第十項に係る部分（第四十二条の五の二第二項）を「第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の五の二第三項」を「第四十二条の五第三項」に改める部分を除く。）、同条を同法第六十八条の十とする改正規定、同法第六十八条の十一第二項の改正規定、同法第五項の改正規定、同法第六十八条の十二の改正規定、同法第六十八条の十三第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第六十八條の十四第二項の改正規定、同法第五項の改正規定、同法第六十八條の十五第二項の改正規定、同法第六十八條の十五の二第二項の改正規定、同法第六十八條の十五の三の改正規定（同法第五項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の二十第一項の改正規定、同法第六十八條の二十一から第六十八條の二十三までの改正規定、同法第六十八條の二十五（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八條の四十二第一項の改正規定、同法第六十八條の四十二第二項の改正規定、同法第六十八條の四

十五の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同法第六十八條の四十六に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法第六十八條の五十八（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八條の五十九の改正規定、同法第六十八條の六十七の改正規定（同法第七項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の六十八の改正規定（同法第十項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の六十九第一項の改正規定、同法第六十八條の百八第一項の改正規定、同法第八十條第一項の改正規定、同法第六章第三節の二中第九十條の四の前の一款及び款名を加える改正規定、同法第九十條の七第一項の改正規定並びに同法第三項の改正規定並びに附則第四十五條から第四十九條まで、第五十一條、第五十二條、第五十五條、第五十六條第一項、第五十八條、第六十三條第一項、第六十四條から第六十六條まで、第六十九條、第七十二條、第七十三條第一項、第七十五條、第八十條第一項、第八十一條、第八十二條、第八十七條から第八十九條まで、第九十四條、第九十八條及び第百條から第百二條までの規定

別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定及び同法別表第五の改正規定並びに附則第六條の規定 平成二十四年七月一日

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四第三項の改正規定、同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正規定及び同法第二百四十二條の改正規定並びに附則第九條の規定

ロ 第二条中法人税法第五十三條の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五百十七條までの改正規定及び同法第五百六十二條の改正規定並びに附則第二十五條の規定

ハ 第三条中相続税法第五十九條第六項の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十條の二を削る改正規定及び同法第七十條の改正規定並びに附則第三十條の規定

ニ 第四条の規定

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條を削り、同法第六十三條の二を同法第六十三條とする改正規定並びに同法第六十五條第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十二條第二項の規定

ヘ 第七条及び附則第三十三條第一項の規定

ト 第八条及び附則第三十三條第二項の規定

チ 第九条及び附則第三十三條第三項の規定

リ 第十条及び附則第三十三條第四項の規定

又 第十一条及び附則第三十三條第五項の規定

ル 第十二条及び附則第三十三条第六項の規定	規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定、同法第二十九條の三の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定、同法第四十二條の二の第二項の改正規定、同法第四十二條の三の第四項第六号の改正規定、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同法第十一項第二号の改正規定、同法第十二項とする改正規定、同法第九項の改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同法第十一項第二号の改正規定、同法第十二項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定、同法第八十九條第十五項の表の改正規定、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四の改正規定、同法第九十條の四の二の改正規定、同法第九十條の六の二の改正規定並びに同法第九十七條の二第二十四項の改正規定並びに附則第四十四條、第五十條、第六十七條、第六十八條第一項及び第二項、第八十三條、第八十四條第一項及び第二項、第八十六條、第九十條並びに第九十六條の規定
ヲ 第十三条及び附則第三十三条第七項の規定	規定
ワ 第十四条及び附則第三十三条第八項の規定	第二十條及び附則第九十一條の規定 第二十一條及び附則第九十二條の規定 第二十二條及び附則第九十三條の規定 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日 イ 第一条中所得税法第二百三十一條の二の改正規定及び附則第八條の規定 ロ 第十九條中租税特別措置法第三十七條の十四の改正規定
カ 第十六条及び附則第三十五條の規定	七 第十九條中租税特別措置法第三章第三節の五中第六十條の三を第六十一條とする改正規定及び同法第六十八條の六十三の三第四項の改正規定 平成二十四年四月一日又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十七年法律第 号)の施行の日(以下「 <u>施行日</u> 」という)の属する年分)の施行の日(以下「 <u>施行日</u> 」という)の属する年分)に改める。
ヨ 第十七条中国税通則法の目次の改正規定(「第二百二十八條」を「第二百二十九條」に改める部分を除く。)、同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の二中同条を第七十四條の十四とし、同章を第七章の三とする改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定及び同法第二百二十六條の次に一條を加える改正規定(第二百二十七條第一号に係る部分を除く。))並びに附則第三十九條から第四十一條までの規定	附則第二條中「平成二十三年分」を「この法律の施行の日(以下「 <u>施行日</u> 」という)の属する年分」に、「平成二十二年分以前」を「 <u>施行日</u> の属する年分前」に改める。 附則第六條第一項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十四年七月一日」に、「第四十一條及び第四十三條」を「第三十九條及び第四十一條」に改め、同法第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十四年七月一日」に改める。 附則第八條中「平成二十五年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。 附則第九條中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。
タ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九條の改正規定、同法第十條の改正規定及び同法第十三條第一項第二号の改正規定並びに附則第四十二條第二項及び第三項の規定	附則第二十二條第二項中「 <u>施行日</u> 前」を「平成二十四年四月一日前」に、「 <u>施行日</u> 以後」を「同日以後」に改め、同法第三項中「 <u>施行日</u> 」を「平成二十四年四月一日」に改める。 附則第十九條第一項中「 <u>施行日</u> 」を「平成二十四年四月一日」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。 附則第二十二條第二項中「 <u>施行日</u> 前」を「平成二十四年四月一日前」に、「 <u>施行日</u> 以後」を「同日以後」に改め、同法第三項中「 <u>施行日</u> 」を「平成二十四年四月一日」に改める。 附則第二十五條中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。 附則第二十六條第一項中「 <u>附則第三十條</u> 」を「 <u>附則第二十九條</u> 」に、「 <u>施行日</u> 以後」を「平成二十四年四月一日以後」に改める。
レ 第十九条中租税特別措置法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十條の三の改正規定、同条を同法第二十條の二とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第二十條の四(見出しを含む。))の改正規定、同条を同法第二十條の三とする改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定、同法第二十九條の三の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定、同法第四十二條の二の第二項の改正規定、同法第四十二條の三の第四項第六号の改正規定、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同法第十一項第二号の改正規定、同法第十二項とする改正規定、同法第九項の改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同法第十一項第二号の改正規定、同法第十二項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定、同法第八十九條第十五項の表の改正規定、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四の改正規定、同法第九十條の四の二の改正規定、同法第九十條の六の二の改正規定並びに同法第九十七條の二第二十四項の改正規定並びに附則第四十四條、第五十條、第六十七條、第六十八條第一項及び第二項、第八十三條、第八十四條第一項及び第二項、第八十六條、第九十條並びに第九十六條の規定	「平成二十四年十二月三十一日」に改める。 附則第十條中「この法律の施行の日(以下「 <u>施行日</u> 」という。)」を「平成二十四年四月一日」に、「 <u>施行日</u> 以後」を「同日以後」に、「 <u>施行日</u> 前」を「同日以前」に改める。 附則第十三條第一項中「 <u>施行日</u> 」を「平成二十四年四月一日」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「 <u>施行日</u> 」を「平成二十四年三月三十一日」まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同法第四項及び第五項中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。 附則第十四條第二項中「 <u>施行日</u> 前」を「平成二十四年四月一日前」に、「 <u>施行日</u> 以後」を「同日以後」に改め、同法第三項中「 <u>施行日</u> 」を「平成二十四年四月一日」に改める。 附則第十九條第一項中「 <u>施行日</u> 」を「平成二十四年四月一日」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。 附則第二十二條第二項中「 <u>施行日</u> 前」を「平成二十四年四月一日前」に、「 <u>施行日</u> 以後」を「同日以後」に改め、同法第三項中「 <u>施行日</u> 」を「平成二十四年四月一日」に改める。 附則第二十五條中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。 附則第二十六條第一項中「 <u>附則第三十條</u> 」を「 <u>附則第二十九條</u> 」に、「 <u>施行日</u> 以後」を「平成二十四年四月一日以後」に改める。

一月一日以後に、「施行日前」を「同日以前」に改め、同条第二項中「平成二十三年一月一日」を「平成二十四年一月一日」に改める。 附則第二十七條中「附則第三十一條まで、第四十一條及び第八十五條第二項」を「附則第三十條まで及び第三十九條」に改める。 附則第二十八條及び第二十九條中「施行日」を「平成二十四年一月一日」に改める。 附則第三十條を削る。 附則第三十一條中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条を附則第三十條とする。 附則第三十二條中「施行日以後」を「施行日の翌日以後」に、「施行日前」を「施行日以前」に改め、同条を附則第三十一條とする。 附則第三十三條第一項中「附則第四十一條」を「附則第三十九條」に改め、同条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条を附則第三十一條とする。 附則第三十四條中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条を附則第三十三條とする。 附則第三十五條を附則第三十四條とする。 附則第三十六條中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条を附則第三十五條とする。 附則第三十七條を削る。 附則第三十八條中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「第十	七條の規定による改正後の国税通則法(以下「新国税通則法」という。))に改め、同条に次の一項を加える。 2 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。 附則第三十八條を附則第三十六條とする。 附則第三十九條中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に改め、同条に次の一項を加える。 3 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第七十條第二項の規定の適用については、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。 附則第三十九條を附則第三十七條とする。 附則第四十條中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に改め、同条を附則第三十八條とする。 附則第四十一條第一項中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の二」を「新国税通則法第七十四條の二」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の七」を「新国税通則法第七十四條の七」に改め、「第七十四條の九から第七十四條の十一まで」及び「(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の十二に係る部分を除く。))」を削り、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに	納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の九第四項第一号」を「新国税通則法第七十四條の九第三項第一号」に改め、「同項第二号に規定する」及び「(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の九第四項第三号に規定する)を削り、「同条第一項に規定する質問検査等」を「新国税通則法第七十四條の九第一項に規定する質問検査等」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 調査等の提出義務者 新国税通則法第七十四條の二第一項第一号口及び第七十四條の三第一項第一号口に掲げる者 二 納税義務者の取引先等 新国税通則法第七十四條の二第一項第一号ハ、同項第二号口、同項第三号口及び第四号口、第七十四條の三第一項第一号ハからトまで並びに同項第二号口及びハに掲げる者(新国税通則法第七十四條の二第二項の規定により同条第一項第二号口に掲げる者に含まれることとなる者、同条第三項の規定により同条第一項第三号口又は第四号口に掲げる者とみなされることとなる者及び新国税通則法第七十四條の三第三項の規定により同条第一項第二号口に掲げる者に含まれることとなる者を含む。)、新国税通則法第七十四條の五第五号口及びハの規定により新国税通則法第七十四條の九第一項に規定する当該職員による同項に規定する質問検査等の対象となることとなる者並びに新国税通	則法第七十四條の六第一項第一号口及び第二号口に掲げる者 附則第四十一條に次の一項を加える。 3 新国税通則法第七十四條の九から第七十四條の十一までの規定は、平成二十五年一月一日以後に新国税通則法第七十四條の九第三項第一号に規定する納税義務者に対して行う同条第一項に規定する質問検査等(経過措置調査等に係るものを除く。))について適用する。 附則第四十一條を附則第三十九條とする。 附則第四十二條中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条を附則第四十條とする。 附則第四十三條中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「平成二十四年において」を「平成二十五年において」に、「平成十九年から平成二十三年まで」を「平成二十年から平成二十四年まで」に改め、同条を附則第四十一條とする。 附則第四十四條第一項中「平成二十三年分」を「施行日の属する年分」に、「平成二十二年分以前」を「施行日の属する年分前」に改め、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「規定する対象者」を「規定する要請において特定された者」に、「当該対象者」を「当該特定された者」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一
---	---	---	---

月一日に改め、同条第四項を削り、同条を附則第四十二条とする。

附則第四十五条中「平成二十三年分を〔施行日の属する年分〕に、平成二十二年分以前を〔施行日の属する年分前〕に改め、同条を附則第四十三条とする。

附則第四十六条第一項中「平成二十四年一月一日を〔平成二十五年一月一日〕に、この条をこの項に改め、同条第二項中「及び第八項」を「及び第七項」に、第十三項を〔第十二項〕に、及び第十二項を〔及び第十一項〕に、第十六項を〔第十五項〕に、第二十九項を〔第二十八項〕に、平成二十四年一月一日を〔平成二十五年一月一日〕に改め、同条第三項を削り、同条を附則第四十四条とする。

附則第四十七条中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に、〔附則第四十七条〕を〔附則第四十五条〕に改め、同条を附則第四十五条とする。

附則第四十八条中「〔附則第四十七条〕を〔附則第四十五条〕に改め、同条を附則第四十六条とする。

附則第四十九条第一項中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同条第二項中「平成二十三年分を〔平成二十四年分〕に改め、同条を附則第四十七条とする。

附則第五十条中「〔附則第四十七条の規定〕を〔附則第四十五条の規定〕に改め、同条の表第一項の項中「〔附則第四十七条〕を〔附則第四十五条〕に改め、同条を附則第四十八条とする。

附則第五十一条第一項及び第二項中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同条第三項中

〔施行日以後〕を〔平成二十四年四月一日以後〕に、〔施行日前〕を〔同日以前〕に、平成二十三年分を〔同年分〕に、平成二十三年四月一日を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同条第四項中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同条を附則第四十九条とする。

附則第五十二条第一項中「平成二十四年」を〔平成二十五年〕に改め、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を〔平成二十五年一月一日〕に、平成二十四年から平成二十七年までを〔同年から平成二十八年まで〕に、平成二十四年から平成三十三年までを〔平成二十五年から平成三十四年まで〕に改め、同条第五項中「平成二十四年から平成二十六年まで」を〔平成二十五年から平成二十七年まで〕に、平成二十四年から平成三十二年までを〔平成二十五年から平成三十三年まで〕に改め、同条第六項中「平成二十四年から平成二十七年まで」を〔平成二十五年から平成三十八年まで〕に、平成二十四年から平成三十三年までを〔平成二十五年から平成三十四年まで〕に改め、同条を附則第五十条とする。

附則第五十三条中「〔施行日以後〕に開始する事業年度」を〔平成二十四年四月一日以後〕に開始する事業年度に、〔施行日以後〕に開始する連結事業年度を〔同日以後〕に開始する連結事業年度に、〔施行日前〕を〔同日以前〕に改め、同条を附則第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置）

第五十二条 旧租税特別措置法第四十二条の三の

二第一項の表の第一欄に掲げる法人又は同条第二項に規定する協同組合等の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各事業年度」とあるのは、「終了する各事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含む。）」とする。

附則第五十四条を附則第五十三条とし、附則第五十五条を附則第五十四条とする。

附則第五十六条中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同条の表第十二項の項及び第十三項の項中「〔附則第五十六条〕を〔附則第五十五条〕に改め、同条を附則第五十五条とする。

附則第五十七条第一項の表第二項の項中「〔附則第五十六条〕を〔附則第五十五条〕に改め、同条を附則第五十六条とする。

附則第五十八条を附則第五十七条とする。

附則第五十九条中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同条を附則第五十八条とする。

附則第六十条を附則第五十九条とし、附則第六十一条から第六十三条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第六十四条第一項中「〔附則第五十六条の規定〕を〔附則第五十五条の規定〕に改め、同項の表第一項の項中「〔附則第五十六条〕を〔附則第五十五条〕に改め、同条を附則第六十三条とする。

附則第六十五条第一項中「〔施行日以後〕を〔が

平成二十四年四月一日以後〕に、〔施行日前〕を〔同日以前〕に、〔施行日〕を〔同日〕に、平成二十三年四月一日を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同条第二項から第四項までの規定中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同条を附則第六十四条とする。

附則第六十六条第二項中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同項の表第十一項の項中「〔附則第六十六条第一項〕を〔附則第六十五条第一項〕に改め、同条第二項中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に、〔施行日〕を〔同年四月一日〕に改め、同条第五項中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に、〔施行日〕を〔同年四月一日〕に改め、同条第十項、第十四項及び第十八項中「〔経過期間〕〔施行日〕を〔経過期間〕〔平成二十四年四月一日〕に、〔開始の日〕〔施行日〕を〔開始の日〕〔同年四月一日〕に改め、同条を附則第六十五条とする。

附則第六十七条中「〔施行日〕を〔平成二十四年四月一日〕に改め、同条を附則第六十六条とする。

附則第六十八条第一項中「平成二十四年一月一日」を〔平成二十五年一月一日〕に、〔国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律〕を〔新国税通則法〕に、〔附則第四十一条第一項〕を〔附則第三十九条第一項〕に改め、同条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を〔平成二十四年十二月三十一日〕に改め、同条を附則第六十七条とする。

附則第六十九条第一項中「第十二項」を〔第十一項〕に、〔平成二十四年一月一日〕を〔平成二十五年

一月一日」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第十六項」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六十六条の四第十八項」を「第六十六条の四第十七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十項」に、「同条第十八項各号」を「同条第十七項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に、「第六十六条の四第二十三項」を「第六十六条の四第二十二項」に、「第九項及び第十一項」を「及び第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条を附則第六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。 (中小企業者等である連結法人の法人税率の特例に関する経過措置) 第六十九条 旧租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第一欄に掲げる連結親法人又は同条第二項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各連結事業年度」とあるのは、「終了する各連結事業年度(同年四月一日前	に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を含む。）」とする。 附則第七十二条中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の表第四項の項中「附則第五十六條」を「附則第五十五條」に改める。 附則第七十五條中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改める。 附則第八十一條第一項中「が施行日以後」を「平成二十四年四月一日以後」に、「施行日前」を「同日」に、「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改める。 附則第八十二條第一項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同項の表第三項の項及び第十項の項中「附則第六十六條第一項」を「附則第六十五條第一項」に改め、同条第二項中「施行日」を「平成二十四年四月一日」に、「(施行日)」を「(同年四月一日)」に改め、同条第三項中「附則第六十六條第四項」を「附則第六十五條第四項」に改め、同条第六項中「附則第六十六條第二項」を「附則第六十五條第二項」に改め、同条第七項中「附則第六十六條第八項」を「附則第六十五條第八項」に、「経過期間(施行日)」を「経過期間(平成二十四年四月一日)」に、「開始の日(施行日)」を「開始の日(同年四月一日)」に改め、同条第八項中「附則第六十六條第二項」を「附則第六十五條第二項」に改め、同条第十項中「附則第六十六條第十一項」を「附則第六十五條第十一項」に、「経過期間(施行日)」を「経過期間(平成二十四年四月一日)」に、「開	始の日(施行日)」を「開始の日(同年四月一日)」に改め、同条第十一項中「附則第六十六條第二項」を「附則第六十五條第二項」に改め、同条第十三項中「附則第六十六條第十五項」を「附則第六十五條第十五項」に、「経過期間(施行日)」を「経過期間(平成二十四年四月一日)」に、「開始の日(施行日)」を「開始の日(同年四月一日)」に改める。 附則第八十三條第一項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「附則第四十一條第一項」を「附則第三十九條第一項」に改め、同条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。 附則第八十四條第一項中「第十二項」を「第十一項」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第六十八條の八十八第八項」を「第六十八條の八十八第十七項」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六十八條の八十八第九項」を「第六十八條の八十八第十八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第六十八條の八十八第二十二項」を「第六十八條の八十八第二十一項」に、「同条第十九項各号」を「同条第十八項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同条第二	月三十一日」に、「第六十八條の八十八第二十四項」を「第六十八條の八十八第二十三項」に、「第九項及び第十一項」を「及び第九項」に改め、同項を同条第六項とする。 附則第八十五條第一項中「平成二十三年一月一日」を「平成二十四年一月一日」に改め、同条第二項を削る。 附則第八十六條中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改める。 附則第八十七條第一項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年九月三十日まで」に改め、同条第三項中「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十五年十月一日から平成二十七年九月三十日まで」に改め、同条第四項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第五項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十五年十月一日」に改め、同条第七項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第八項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十五年十月一日」に改め、同条第九項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十七年十月一日」に改める。 附則第八十八條第一項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二
---	--	--	---

項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

附則第八十九条第一項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に改める。

附則第九十条及び第九十一条を削る。

附則第九十二条中「第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項」を削り、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「国税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条を附則第九十条とする。

附則第九十三条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条を附則第九十一条とする。

附則第九十四条第一項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に、「以下この条」を「以下この項」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第三項を削り、同条を附則第九十二条とする。

附則第九十五条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「新国

税通則法」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条を附則第九十三条とする。

附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第三号及び第四号、第五条第三項並びに第七

条第六項の改正規定を削る。
附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条第一項中、「第四十二条の五の二第五項」及び、「第四十二条の七第七項」を削る。

附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第四項及び第十七条の改正規定を削る。

附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条の改正規定を次のように改める。

第二十三条第一項中、「第六十八条の十の二第五項」及び、「第六十八条の十二第七項」を削る。

附則第九十六条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第五項及び第二十五条の改正規定、同法第三十四条の改正規定、同法第三十六条第一項の改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第四十二条第一項及び第四項、第四十三条並びに第四十五条第三項並びに附則第二条及び第三条第二項の改正規定並びに同法附則第九条の改正規定を削り、附則第九十六条を附則第九十四条とする。

附則第九十七条のうち国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第二条の改正規定中「附則第百八条」を「附則第百四条」に、「附則第百八条の二」を「附則第百四条の二」に改め、附則第九十七条を附則第九十五条とする。

附則第九十八条中現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第十七条第三項の改正規定を削る。

附則第九十八条中現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第四十九条第四項の改正規定を次のように改める。

附則第四十九条第四項中「平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで」を「平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「第十九項」を「第二十一項」に改める。

附則第九十八条中現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第八十条第三項の改正規定を削り、附則第九十八条を附則第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(預金保険法の一部改正)

第九十七条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第三項を削る。

附則第九十九条から第一百一条までを削り、附則第一百二条を附則第九十八条とし、附則第百三条か

ら第百五条までを四条ずつ繰り上げ、附則第百六条を附則第百二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(関税率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百三条 関税率法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち関税法第百五条第一項第六号の改正規定中「及び次条」を削る。

第三条中関税法第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に次の一条を加える。

(輸入者に対する調査の事前通知等)

第百五条の二 国税通則法第七十四条の九(第三項を除く。)から第七十四条の十一(第四項及び第五項を除く。)まで(納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続)の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し

前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十四条の十	読み替える国税通則法の規定										読み替える字句
	第七十四条の九第一項										読み替える字句
	税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一(調査の終了の際の手続)までにおいて同じ。)										税関長
	国税庁等又は税関										税関
第七十四条の九第二項	(以下同条)										(以下第七十四条の十一)
	納税義務者に対し										輸入者に対し
	調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)										調査
	第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)										関税法第百五条第一項第六号(税関職員の権限)
第七十四条の九第二項	納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)										輸入者
	税務署長等										税関長
	納税義務者										輸入者
	税務署長等										税関長
第七十四条の十一	同条第三項第一号に掲げる納税義務者										輸入者
	国税庁若しくは税関										税関
	国税に										関税に
	税務署長等										税関長
第七十四条の十一第二項	国税										関税
	更正決定等(第三十六条第一項(納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。)を含む。以下この条において同じ。)										更正、決定又は賦課決定(以下この条において「更正決定等」という。)
	納税義務者(第七十四条の九第三項第一号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。)										輸入者
	国税										関税
第七十四条の十一第三項	納税義務者										輸入者
	期限後申告										関税法第七条の四第一項(期限後特例申告)の規定による期限後特例申告
	納税申告書										これらの申告に係る申告書
	納税義務者										輸入者
第七十四条の十一第六項	更正決定等(第三十六条第一項(納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。)を含む。以下この条において同じ。)										更正、決定又は賦課決定(以下この条において「更正決定等」という。)
	納税義務者(第七十四条の九第三項第一号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。)										輸入者
	国税										関税
	納税義務者										輸入者

期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付	関税法第七条の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出
第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)	関税法第百五条第一項第六号(税関職員の権限)

附則第一条第三号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条第四号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号」に改める。

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

附則第二条第三項中「及び第五項において「輸入者等」を「輸入者等」に改め、同条第五項中「輸入者等」を「輸入者」に改める。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の三の四の改正規定を削る。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の四の改正規定の次に次のように加える。

第九十条の五第一項中「第二七〇・一

号の「三」の下に「若しくは第二七二〇・二

〇号の「四」を加える。

附則第七七条を削り、附則第七八条を附則第七

四条とし、附則第七九条を附則第七五条とし、附

則に次の一条を加える。

(納税環境の整備に向けた検討)

第六六条 政府は、国税に関する納税者の利益の

保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円

滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備

に向け、引き続き検討を行うものとする。

〔別紙〕

経済社会の構造の変化に対応した税制の構

築を図るための地方税法等の一部を改正す

る法律案中修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を

図るための地方税法等の一部を改正する法律案を

次のように修正する。

び第三十一項の改正規定中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、「を削り、同条第三十二項の改正規定中「「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に「を削る。

第一条のうち地方税法第五十五条の二第一項の改正規定中「第六十六条の四第十八項第一号」を

「第六十六条の四第十七項第一号」に改め、「「国

税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に「を削る。

第一条のうち、地方税法第五十五条の三第一項

の改正規定中「第六十六条の四第十八項第一号」を

「第六十六条の四第十七項第一号」に改め、同条第

三項の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第五十五条の四第一項の

改正規定中「第六十八条の八十八第十九項第一号」

を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改め、

「「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並び

に納税者の権利及び義務に関する法律」に「を削

る。

第一条のうち、地方税法第五十五条の五第一項

の改正規定中「第六十八条の八十八第十九項第一

号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改

め、同条第三項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第七十二条の二十四の十一第

一項の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七十二条の三十九の二

第一項の改正規定中「第六十六条の四第十八項第

一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改

め、「「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続

並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に「を

削る。

第一条のうち、地方税法第七十二条の三十九の

三第一項の改正規定中「第六十六条の四第十八項

第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改

め、同条第三項の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七十二条の三十九の四

第一項の改正規定中「第六十八条の八十八第十九

項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一

号」に改め、「「国税通則法」を「国税に係る共通

的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法

律」に「を削る。

第一条のうち、地方税法第七十二条の三十九の

五第一項の改正規定中「第六十八条の八十八第十

九項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第

一号」に改め、同条第三項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第七十二条の四十九の五の次

に四条を加える改正規定を次のように改める。

第七十二条の四十九の五の次に次の四条を加

える。

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査

の事前通知等)

第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省

指定職員に前条第一項第一号に掲げる者以下

この条から第七十二条の四十九の八までに

おいて「納税義務者」という。に対し実地の調

査において前条の規定による質問、検査又は

提示若しくは提出の要求(以下この条及び第

七十二条の四十九の八において「質問検査等」

という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第三十条(同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。)の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項、第七十二条の四十九の八第三項、第七十二条の六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第三項において同じ。)がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更

するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第七十二条の四十九の七 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了の際の手續)

第七十二条の四十九の八 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行つた結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の

相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を説明するものとする。

3 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

(政令への委任)

第七十二条の四十九の九 第七十二条の四十九の五から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の法人の事業税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第一条中地方税法第七十二条の六十三の次に四糸を加える改正規定を次のように改める。

第七十二条の六十三の次に次の四糸を加える。

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等)

第七十二条の六十三の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者(以下この条から第七十二条の六十三の四までにおいて「納税義務者」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第七十二条の六十三の四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 個人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。 （事前通知を要しない場合） 第七十二条の六十三の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他個人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。 （総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了の際の手続） 第七十二条の六十三の四 総務大臣は、個人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分	割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。 2 総務大臣は、個人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を説明するものとする。 3 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合には、当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。 （政令への委任） 第七十二条の六十三の五 第七十二条の六十三から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の個人の事業税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。 第一条中地方税法第七十二条の百七第一項及び第七十二条の百八の改正規定を削る。 第一条中地方税法第四百四十四条の三十八の次に四を加える改正規定を次のように改める。 第四百四十四条の三十八の次に次の四を加える。	（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等） 第四百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第四百四十四条の三十八の四までにおいて「元売業者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第四百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該元売業者等（当該元売業者等について税務代理人（税理士法第三十条同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第四百四十四条の三十八の四第三項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時 二 調査を行う場所 三 調査の目的 四 軽油引取税に関する調査である旨 五 調査の対象となる期間 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件	七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項 2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた元売業者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。 3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認めることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。 （事前通知を要しない場合） 第四百四十四条の三十八の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である元売業者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他軽油引取税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。 （総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了の際の手続） 第四百四十四条の三十八の四 総務大臣は、軽油
--	--	---	---

引取税に関する実地の調査を行った結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる認められない場合には、元売業者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められない旨を書面により通知するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められる場合には、元売業者以外の者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められる旨を書面により通知するものとする。	2 総務大臣は、軽油引取税に関する調査の結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる認められる場合には、当該元売業者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる旨及びその理由を説明するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められない場合には、当該元売業者以外の者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められない旨及びその理由を説明するものとする。
3 実地の調査により質問検査等を行った元売業者等について税務代理人がある場合には、当該元売業者等の同意がある場合には、当該元売業者等への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。 (政令への委任) 第四百四十四条の三十八の五 第四百四十四条の三十八から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。 第一条中地方税法第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項までの改正規定を削る。 第一条のうち地方税法第三百二十一条の十一の二第二項の改正規定中「第六十六条の四第十八項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改め、「『国税通則法』を『国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律』に」を削る。 第一条のうち地方税法第三百二十一条の十一の三第一項の改正規定中「同条第十九項第一号」を「同条第十八項第一号」に改め、「『国税通則法』を『国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律』に」を削る。 第一条中地方税法第三百九十六条の次に四条を加える改正規定を次のように改める。 第三百九十六条の次に次の四条を加える。	3 実地の調査により質問検査等を行った元売業者等について税務代理人がある場合には、当該元売業者等の同意がある場合には、当該元売業者等への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。 (政令への委任) 第四百四十四条の三十八の五 第四百四十四条の三十八から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。 第一条中地方税法第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項までの改正規定を削る。 第一条のうち地方税法第三百二十一条の十一の二第二項の改正規定中「第六十六条の四第十八項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改め、「『国税通則法』を『国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律』に」を削る。 第一条のうち地方税法第三百二十一条の十一の三第一項の改正規定中「同条第十九項第一号」を「同条第十八項第一号」に改め、「『国税通則法』を『国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律』に」を削る。 第一条中地方税法第三百九十六条の次に四条を加える改正規定を次のように改める。 第三百九十六条の次に次の四条を加える。
(総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等) 第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者(以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人(税理士法第三十条(同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。))の書面を提出して、税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第三百九十六条の四第六項において同じ。))がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。 一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時 二 調査を行う場所 三 調査の目的 四 固定資産税に関する調査である旨 五 調査の対象となる期間 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要な事項	(総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等) 第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者(以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人(税理士法第三十条(同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。))の書面を提出して、税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第三百九十六条の四第六項において同じ。))がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。 一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時 二 調査を行う場所 三 調査の目的 四 固定資産税に関する調査である旨 五 調査の対象となる期間 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要な事項
なものとして政令で定める事項 2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。 3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要があることとなつた場合において、当該事項に關し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、第一項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。 (事前通知を要しない場合) 第三百九十六条の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他固定資産税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。 (総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手続) 第三百九十六条の四 総務大臣は、調査が第三	なものとして政令で定める事項 2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。 3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要があることとなつた場合において、当該事項に關し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、第一項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。 (事前通知を要しない場合) 第三百九十六条の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他固定資産税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。 (総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手続) 第三百九十六条の四 総務大臣は、調査が第三

百八十八条第四項第二号の助言のための調査である場合には、当該調査の終了時において、当該納税義務者に対し、当該調査が終了した旨を書面により通知するものとする。	資産評価基準によつて行われていると認められる旨を書面により通知するものとする。	を「第七十一条第一項第一号」に改める。	一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（第七十二条の四十九の六第二項）を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める部分に限る。）、同法を「第五十条の七第一項」に、「の改正規定、同法第七十二条の四十九の五の改正規定（同条第一項の改正規定（第七十二条の四十九第七項又は第八項の）を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。）」を除く。）、同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十二条の四十九の十三の改正規定、同法第七十二条の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十二を同法第七十二条の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十一の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、同法第七十二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第十一項の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条を同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の五の次に四條を加える改正規定、同法第七十二条の五十五及び第七十二条の六十三の改正規定、同条の次に四條を加える改正規定、同法第七十二条の六
2 総務大臣は、調査が第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査である場合であつて、実地の調査を行つた結果、価格等の決定又は決定された価格等の修正（以下この条において「価格等の決定等」という。）をすべきと認められないときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。	5 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められる旨及びその理由を説明するものとする。	第一一条に次の改正規定を加える。 附則第五十条第一項から第三項までの規定中「第七十二条の四十九の八」を「第七十二条の四十九の十二」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「第七十二条の四十九の八第七項」を「第七十二条の四十九の十二第七項」に改め、同条第五項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に、「第七十二条の四十九の八第十項」を「第七十二条の四十九の十二第十項」に改める。 第二条中地方税法等の一部を改正する法律附則第十二条第十一項の改正規定を削る。 第三条中地方人特別税等に関する暫定措置法第七條の見出し及び同条第一項の改正規定を削る。	附則第一一条中「平成二十三年四月一日」を「公布の日」に改め、同条第一号中「平成二十三年六月一日」を「公布の日から起算して二月を経過した日」に改め、同条第二号中「の目次の改正規定（第二十一条・第二十二條）を「第二十一条―第二十二條の二」に改める部分を除く。）、同法第十八條の四の二に改める部分を除く。）、同法第十八條の四の二に改める部分を除く。）、同法第二十六條、第二十七條第一項第二号、」を削り、「並びに第五十条の七第一項の改正規定、同法第七十二条の二の二第一項の改正規定（第七十二条の三十八まで）の下に、「第七十二条の四十九」を加える部分を除く。）、同法第七十二条の七及び第七十二条の八第
3 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、価格等の決定等をすべきと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められる旨及びその理由を説明するものとする。	6 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代理人がある場合においては、当該納税義務者への前各項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。 （政令への委任） 第三百九十六條の五 第三百九十六條から前条までに定めるもののほか、総務省の職員が固定資産税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。	第一一条のうち地方税法附則第八條の二第二項の改正規定中「附則第五十六條」を「附則第五十五條」に、「附則第五十九條」を「附則第五十八條」に改める。 第一一条中地方税法附則第九條の四第一項の改正規定を次のように改める。 附則第九條の四第一項中「第七十一条第一号」	第一一条中「第七十一条第一号」に改める。
4 総務大臣は、調査が第四百二十二條の二第一項の指示のための調査である場合であつて、実地の調査を行つた結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて行われていると認められるときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定	第一一条中「第七十一条第一号」に改める。	第一一条中「第七十一条第一号」に改める。	第一一条中「第七十一条第一号」に改める。

十四第一項、第七十二条の八十四、第七十二条の八十五第一項第二号、第七十三条の八、第七十三条の九第一項第二号、第七十四条の七、第七十四条の八第一項第三号、」を「並びに」に改め、「第七十七条、第七十八第一項第二号、第一百六十七号、第一百七十七号第一項第二号、第一百四十四条の十一、第一百四十四条の十二第一項第二号及び第一百四十四条の三十八の改正規定、同条の次に四号を加える改正規定、同法第一百四十四条の三十九、第一百五十五号、第一百五十六号第一項第二号、第一百八十八号、第一百八十九号第一項第二号、第二百六十四号及び第二百六十五号第一項第二号」を削り、「同法第二百九十八号、第二百九十九号第一項第二号」を「並びに同法に」、「第三百二十八条の七第一項、第三百五十三号、第三百五十四号第一項第二号並びに第三百九十六号の改正規定、同条の次に四号を加える改正規定並びに同法第三百九十七号、第四百七十七号、第四百七十八号、第四百七十九号第一項第二号、第五百二十五号、第五百二十六号第一項第二号、第五百八十八号、第五百八十九号第一項第二号、第六百七十四号、第六百七十五号第一項第二号、第七百条の五十九、第七百条の六十第一項第二号、第七百一条の五、第七百一条の六第一項第二号、第七百一条の三十五、第七百一条の三十九、第七百一条の七、第七百七十七号、第七百八十八号第一項第二号、第七百三十三号の四及び第七百三十三号の五第一項第二号」を「並びに第三百二十八条の七第一項」に改め、「及び第十七条の二」を削り、「第三条中地方人特別税等に関する暫定措置	法第二十四条第一項第二号の改正規定並びに附則第三条、第五条第二項、第六条第二項」を「並びに附則第六条第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。 三 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の四、第五十三号第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二条の二十三第一項ただし書及び第三項並びに第二百九十二条第一項第四号の四の改正規定並びに同法第三百二十一条の八の改正規定(同条第二十二項に係る部分を除く。)並びに同法附則第八条の二第一項及び第二項の改正規定並びに附則第六条第九項、第七条第二項、第九条第九項及び第十五条の規定 平成二十四年四月一日 附則第一条第四号中「第一条中地方税法」の下に「の目次の改正規定(第二十一条・第二十二条を「第二十一条・第二十二条の二」に改める部分を除く。)、同法第十八条の四第一項の改正規定、同法第二十一条・第二十二条の二に改める部分を除く。、同法第三十二条第一項」を「第二十六条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第十一項」に改め、「第四十五条の二第一項第七号の改正規定」の下に、「同法第七十二条の二の二第一項の改正規定(第七十二条の三十八まで)の下に、「第七十二条の四十九」を加える部分を除く。、同法第七十二条の七及び第七十二条の八第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定(第七十二条の四十九の六第二項)を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める部分に限る。、同法第七十二条の四十九の五の改正規定(同条第一項の改正規定	(第七十二条の四十九第七項又は第八項の)を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。を削く。、同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十二条の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十三の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十二を同法第七十二条の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十一の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、同法第七十二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第一項の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条を同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の四十九の五の次に四号を加える改正規定、同法第七十二条の五十一第一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五及び第七十二条の六十三の改正規定、同条の次に四号を加える改正規定、同法第七十二条の六十四第一項、第七十二条の八十四、第七十二条の八十五第一項第二号、第七十三条の八、第七十三条の九第一項第二号、第七十四条の七、第七十四条の八第一項第三号、第七十七条、第七十八第一項第二号、第一百六十七号、第一百七十七号第一項第二号、第一百四十四条の十一、第一百四十四条の十二第一項第二号及び第一百四十四条の三十八の改正規定、同条の次に四号を加える改正規定、同法第一百四十四条の三十九、第一百五十五号、第一百五十六号第一項第二号、第一百八十八号、第一百八十九号第一項第二号、第二百六十四号及び第二百六十五号第一項第二号の改正規定」を加え、「(限る。並びに同法)を(限る。、同法第二百九十八号、第二百九十九号第一項第二号、第三百三十七号の二第一項第七号、第三百五十三号、第三百五十四号第一項第二号及び第三百九十六号の改正規定、同条の次に四号を加える改正規定並びに同法第三百九十七号、第四百七十七号、第四百七十八号、第四百七十九号第一項第二号、第五百二十五号、第五百二十六号第一項第二号、第五百八十八号、第五百八十九号第一項第二号、第六百七十四号、第六百七十五号第一項第二号、第七百条の五十九、第七百一条の六第一項第二号、第七百一条の五、第七百一条の三十六第一項第二号、第七百七十七号、第七百八十八号第一項第二号、第七百三十三号の四及び第七百三十三号の五第一項第二号」に、「附則第六条及び第七条の改正規定並びに」を「附則第六条及び第七条の二の改正規定」に、「附則第六項第一項」を「同法附則第五十条の改正規定、第三条の規定並びに附則第三条、第五条第二項、第六条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。 五 第一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八号の改正規定並びに同法附則第五条
---	--	---

の四、第十二条の二及び第三十条の二の改正規定並びに附則第八条及び第十条の規定 平成二十五年四月一日

附則第三条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改める。

附則第五条第一項中「平成二十三年五月三十一日」を「附則第一条第一号に定める日の前日」に改め、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改める。

附則第八条中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改める。

附則第十条第一項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同条第二項中「百分の百十四」を「百分の百十三」に改め、同条第三項中「百分の百二」を「百分の百十四」に改め、同条に次の一項を加える。

4 平成二十七年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

第百七十七回国会に提出し、現在貴院において継続審査中の国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中別紙のとおり修正いたしたいので、国会法第五十九条の規定によって貴院の承諾を求めます。

〔別紙〕

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第十四条の二の見出し中「及び平成二十二年」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第十六条第一項中「をいう」の下に、次条第一項及び附則第三十二条の三において同じ」を加える。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十六条の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十二条の二の見出し中「及び平成二十二年」を「から平成二十三年度まで」に改

め、同条中「及び平成二十二年」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条の三を改め、同条を附則第三十二条の四とし、附則第三十二条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第三十二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年度」に改め、「額を」の下に、「税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要な」に改める。

第一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十六条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第五十六条第四項中「及び平成二十二年」を「から平成二十三年度まで」に改める。

第二条中国公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第六項の改正規定を削る。

第二条中国公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の二の改正規定を次のように改める。

附則第八条の二の見出し中「及び平成二十二年」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年」を「から平成二十三年度まで」に改

め、同条中「及び平成二十二年」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

第二条中国公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の三を改め、同条を附則第八条の四とし、附則第八条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第八条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年度」に、「とするよう」を「とするように」に、「臨時の法制上及び」を「税制の抜本的な改革(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう)により確保される財源を活用して国の負担とするよう必要な法制上及び」に、「臨時の法制上の」を「必要な法制上の」に改める。

第三条中私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第六項の改正規定を削る。

第三条中私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条の三を改め、同条を附則第二条の四とし、附則第二条の二の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

附則第二条の二の見出し中「及び平成二十二年」を「から平成二十三年度まで」に改め、同

条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

第三条中私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条の三を改め、同条を附則第二条の四とし、附則第二条の二の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年度」に改め、「金額を」の下に「税制の抜本的な改革(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四百四条の規定に従つて行われる税制の抜本的な改革をいう。)」により確保される財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要な」に改める。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二二〇円 三三〇円 （送料）